

# 点検評価ポートフォリオ

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部

令和8年3月

## はじめに

本年度（令和7年度）は、本学が新設大学として開学して6年目を迎えた年であり、まもなくその幕を閉じようとしている。学校教育法第109条第1項に基づく自己点検評価については、本年度も「点検評価ポートフォリオ」を作成・公表することとし、今回で6度目となる。あわせて、開学後2年間にわたり文部科学省へ提出してきた設置計画履行状況報告（AC）においても「設置計画が確実に履行されている」との評価を得てきた。これらは、毎年着実に自己点検評価に取り組んできた成果であると考えている。

昨年度（令和6年度）は、大学・短期大学部とも、学校教育法第109条第3項に基づく5年に一度の分野別認証評価の受審年度に当たっていた。しかし、農林業分野の専門職大学を担当できる認証機関が未確立であったため、代替措置として外部評価委員会による第三者評価を受審することで対応した。

我が国の大学における質保証の仕組みは、従来の設置審査による事前評価を中心とした制度から、設置後に行われる設置計画履行状況調査や機関別認証評価等の事後評価を重視する制度へと転換してきている。本学は、ACおよび分野別認証評価を終え、現在まさに事後評価のプロセスの中にある。来年度（令和8年度）には開学後初めてとなる機関別認証評価を受審する予定であり、不安もあるものの、毎年の自己点検評価で蓄積してきた成果を丁寧に整理することで十分に対応できるものと考えている。

これまで本学では、PDCAサイクルの定着を図るため、自己点検評価委員会委員長による改善指導を徹底し、各委員会に「改善指示への対応報告書」の提出を求める仕組みを整えてきた。また、「学修成果」の可視化について議論を重ね、「学修成果の可視化のための学内評価一覧」として整理した。これは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミSSION・ポリシーの3ポリシーに続く、いわゆる「アセスメントプラン」の策定に準ずる内容を含むものである。

さらに、令和4年10月1日に施行された大学設置基準等の一部改正では、専門職大学において「自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえた不断の見直し」を行うこと、ならびに内部質保証は学位プログラムを基礎として行うべきことが明確化された。

これらの制度的動向を踏まえつつ、本学はこれまでの自己点検評価の取組を一層充実させ、公立大学としての説明責任を果たし、透明性の高い運営と継続的な改善に努めることで、地域に開かれた大学づくりを今後も推進していく所存である。

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学長  
（自己点検評価委員会委員長）

鈴木 滋彦

## 目次

|                                                           |           |
|-----------------------------------------------------------|-----------|
| 大学の概要.....                                                | 1         |
| <b>I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料.....</b>                   | <b>5</b>  |
| イ 教育研究上の基本となる組織に関する事.....                                 | 6         |
| ロ 教員組織に関する事.....                                          | 9         |
| ハ 教育課程に関する事.....                                          | 15        |
| ニ 施設及び設備に関する事.....                                        | 30        |
| ホ 事務組織に関する事.....                                          | 35        |
| ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事..... | 40        |
| ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公開に関する事.....                            | 44        |
| チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事.....                          | 47        |
| リ 財務に関する事.....                                            | 64        |
| ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事.....                       | 68        |
| ...                                                       |           |
| <b>II 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料.....</b>                | <b>77</b> |
| ...                                                       |           |
| <b>III 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料.....</b>              | <b>83</b> |
| ...                                                       |           |

## 大学の概要

### (1) 大学名

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部

(Shizuoka Professional University Junior College of Agriculture)

### (2) 所在地

〒438-8577 静岡県磐田市富丘678-1

### (3) 学部等の構成

生産科学科

### (4) 学生数及び教職員数

〈学生数〉

(年・人)

| 学科名称(学位)                 | 修業<br>年限 | 入学<br>定員 | 編入学<br>定員 | 収容<br>定員 | 入学者数 |     |     |
|--------------------------|----------|----------|-----------|----------|------|-----|-----|
|                          |          |          |           |          | R 6  | R 7 | 合計  |
| 生産科学科<br>(農林業短期大学士(専門職)) | 2        | 100      | —         | 200      | 81   | 93  | 174 |

※入学者数の合計は在学生数と一致しない。

〈教員数〉

(人)

|         | 専任教員数 |     |    |    |    |    | 兼務※<br>教員数 |
|---------|-------|-----|----|----|----|----|------------|
|         | 教授    | 准教授 | 講師 | 助教 | 計  | 助手 |            |
| 生産科学科   | 8     | 5   | 7  | —  | 20 | —  | 30         |
| うち実務家教員 | 4     | 4   | 5  | —  | 13 | —  | 13         |

※大学との兼務者及び非常勤講師

〈教員以外の職員数〉

(人)

| 職種      | 専任 | 兼任 | 計  |
|---------|----|----|----|
| 学長      | —  | 1  | 1  |
| 事務職員    | —  | 19 | 19 |
| 技術職員    | —  | —  | —  |
| 図書館専門職員 | —  | 1  | 1  |
| その他の職員  | —  | —  | —  |
| 計       | 0  | 21 | 21 |

※大学との兼務を含む

### （５）目的

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部は、農林業の現場を支えていくとともに、農山村の景観、環境、文化等を守り育みながら地域社会を支えていく農林業者の育成を通じて、農林業及び地域社会の発展に貢献することを目的とする。

### （６）理念

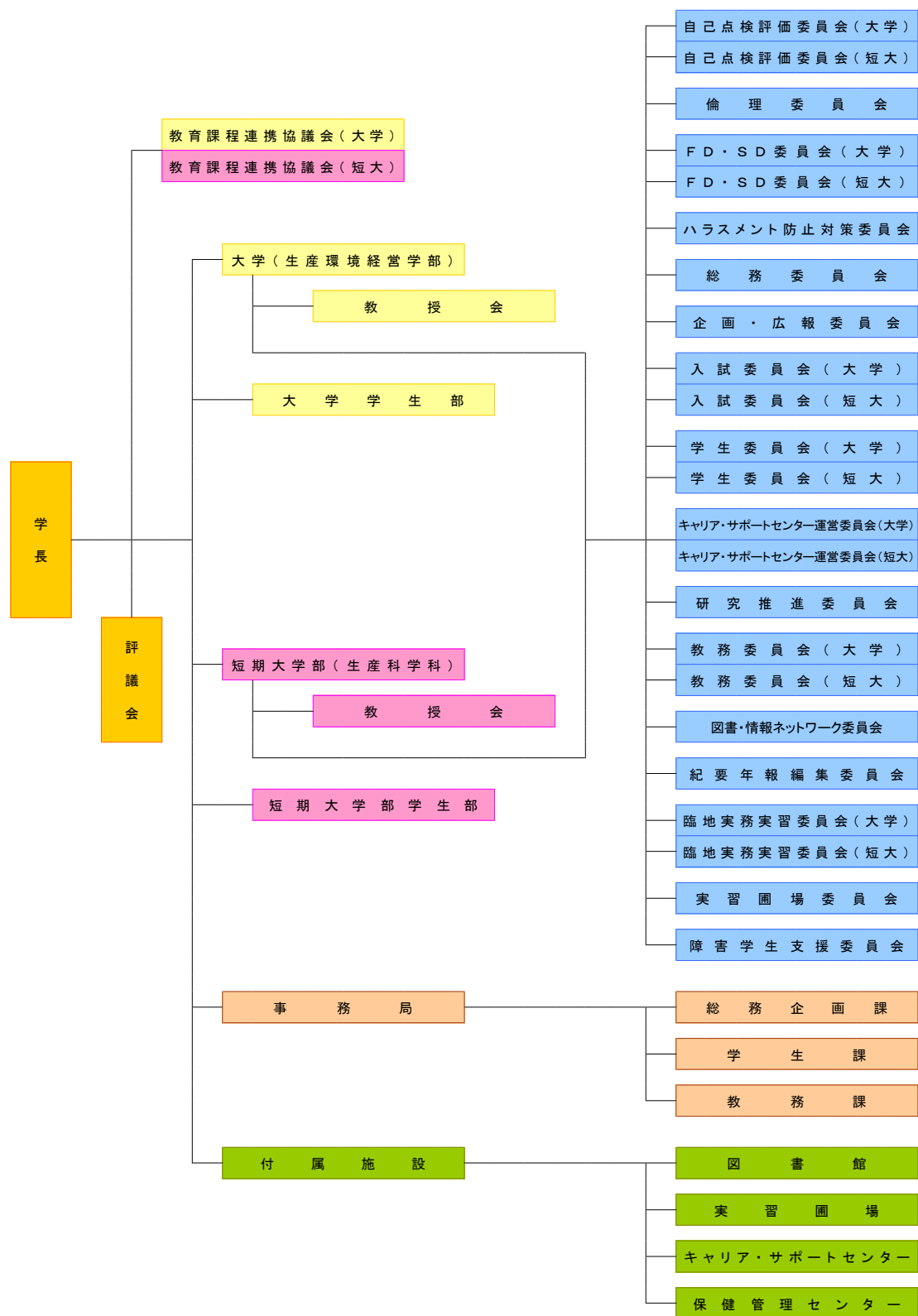
前身の静岡県立農林大学校の校訓である「耕土耕心」、すなわち「大地を耕すことは自らの心を耕すことである」という理念を建学の精神とし、年齢や国籍、性別を問わず、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育んでいくことができる人材」を養成することを基本理念とする。

### （７）特徴

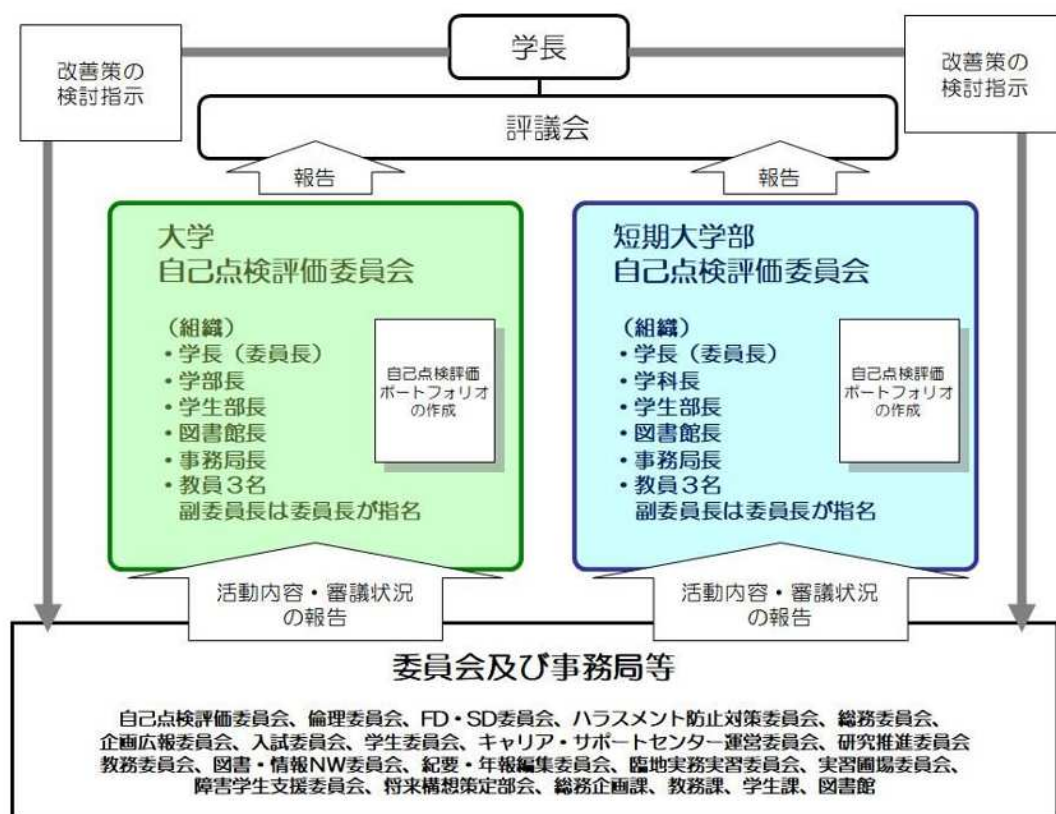
基本理念の実現に資するよう、本学は次のような特色を有する。

- ① 栽培、林業、畜産の各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに農山村の地域社会を支える人材の育成
- ② コース別履修科目と分野横断的な共通履修科目を適切に組み合わせた教育課程
- ③ 少人数授業
- ④ クォーター制の導入
- ⑤ 農林業経営体における臨地実務実習
- ⑥ 現場課題をテーマとしたプロジェクト研究
- ⑦ １年次全寮制の導入

(8) 大学組織図 (令和7年4月1日現在)



(9) 内部質保証体制図



静岡県立農林環境専門職大学短期大学部  
学修成果の可視化のための学内評価計画

| 区分           | 入学前・入学直後<br>(アドミッション・ポリシー)         |            | 在学中<br>(カリキュラム・ポリシー)         |                  | 卒業時<br>(ディプロマ・ポリシー)        |                  |
|--------------|------------------------------------|------------|------------------------------|------------------|----------------------------|------------------|
|              | 項目                                 | 担当委員会(事務局) | 項目                           | 担当委員会(事務局)       | 項目                         | 担当委員会(事務局)       |
| 短期大学         | 入学試験                               | 入試(学生課)    | GPA評価                        | 教務(教務課)          | GPA評価                      | 教務(教務課)          |
|              | 新入生アンケート                           | 学生(学生課)    | 修得単位数                        | 教務(教務課)          | 大学評価アンケート(3月)              | 学生・FDSD(学生課・教務課) |
|              |                                    |            | 成績分布                         | 教務(教務課)          | 学位授与数                      | 教務(教務課)          |
|              |                                    |            | 授業評価アンケート(各期末)               | FDSD(教務課)        | 資格取得                       | キャリアサポート(学生課)    |
|              |                                    |            | 大学評価アンケート(3月)                | 学生・FDSD(学生課・教務課) | 就職率・自家就農率                  | キャリアサポート(学生課)    |
|              |                                    |            | 留年率・退学率・休学率・進学率              | 学生(学生課)          | 卒業生調査(卒業7年後) <sup>1)</sup> | キャリアサポート(学生課)    |
|              |                                    |            | 教育課程連携協議会                    | 教務(教務課)          |                            |                  |
| コース・<br>実習専攻 |                                    |            | GPA評価                        | 教務(教務課)          | 就職率・自家就農率                  | 学生(学生課)          |
|              |                                    |            | 修得単位数 <sup>2)</sup>          | 教務(教務課)          | プロジェクト研究                   | プロ研・後期担任(教務課)    |
|              |                                    |            | 授業評価アンケート(各期末) <sup>3)</sup> | FDSD(教務課)        | ルーブリック評価 <sup>5)</sup>     | 後期担任(教務課)        |
|              |                                    |            | ルーブリック評価 <sup>4)</sup>       | 後期担任(教務課)        | 資格取得                       | キャリアサポート(学生課)    |
| 授業科目         |                                    |            | インターンシップ参加                   | キャリアサポート(学生課)    |                            |                  |
|              | 農林業基礎科目の<br>成績評価(春期) <sup>6)</sup> | 担当教員(教務課)  | 成績評価                         | 担当教員(教務課)        |                            |                  |
|              |                                    |            | ルーブリック評価 <sup>7)</sup>       | 担当教員(教務課)        |                            |                  |
|              |                                    |            | 出席状況                         | 担当教員(教務課)        |                            |                  |
|              |                                    |            | 授業評価アンケート(各期末)               | 担当教員・FDSD(教務課)   |                            |                  |

1) 卒業後の学生調査(就業状況等)を実施 2) 学生の取得単位を後期担任(コース専攻担任)も共有化 3) 各期の授業評価を後期担任も共有

4) コース専攻別ルーブリックを教員学生で共有 5) コース専攻別ルーブリックで学生の自己評価を共有

6) 農林業基礎科目(農学概論、農林業のための科学)の成績評価を前期担任も共有 7) 各講義でルーブリック評価を実施する

## I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

## イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 目的

本学は、農林業の現場を支えていくとともに、農山村の景観、環境、文化等を守り育みながら地域社会を支えていく農林業者の養成を通じて、農林業及び地域社会の発展に貢献することを目的とすることを、学則第1条に規定している。

#### 2) 理念

前身となる静岡県立農林大学校の校訓である「耕土耕心」、すなわち「大地を耕すことは自らの心を耕すことである」という理念を引き続き尊重した上で、年齢や国籍、性別を問わず、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育んでいくことができる人材」を養成することを基本理念としている。

学則を含め、本学の規程関係は、大学のホームページ内に「学則・規程集」として公開している。基本理念についても、「基本理念」として分かりやすく掲載し、学生だけでなく広く社会に公表している。

#### 3) 学部・学科 収容定員

収容定員は次のとおりとする。(人)

| 学科    | 入学定員 | 収容定員 |
|-------|------|------|
| 生産科学科 | 100  | 200  |

収容定員200名に対して、専任教員が21名（教員1人当たりの学生数は9.5人）いることから、少人数教育を実施しやすい体制を備えている。

本学ではこの特色を生かし、講義は原則40人以下で行うほか、教育効果や安全性に配慮し、より細やかな指導が必要となる作目別の圃場実習など、実習科目の授業の多くを15名程度の少人数で行うこととしている。

#### 4) 大学の名称

##### ア 大学の名称

本学の名称を「静岡県立農林環境専門職大学短期大学部」とし、国際表記を「Shizuoka Professional University Junior College of Agriculture」としている。「農林」で、農林業生産に関する実践的知識・技術について学ぶことを示し、「環境」で、農林業の営みを通じて形成さ

れる農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育てていくことができる人材を養成するという本学の特色を示すものである。また、4年制大学である静岡県立農林環境専門職大学と併設する短期大学のため、同大学の「短期大学部」と表記している。

#### イ 学科の名称

##### 「生産科学科」

農林業を営む上で最も重要である「生産」に関する確かな知識と技術を中心に学ぶことにより、農林業を成長産業として発展させる人材の養成を行うことから、「生産科学科」とし、国際表記を「Department of Agricultural Production」としている。

#### ウ 本学の愛称

本学が多くの方から親しまれる大学（短期大学部）となるよう、令和元年度に一般公募を行い、応募総数824件の中から、選定委員会の審査により最優秀賞に選ばれた『アグリフォーレ』に決定した。大学ホームページ及びテレビCM等で広く県内外へ広報を実施している。

『アグリフォーレ』：Agriculture（農業）の“アグリ”と Forestry（林業）や Forest（森）の“フォーレ”を合わせた造語で、「農業・林業のプロフェッショナルを養成する大学」、「農林業を学ぶ緑豊かな森のような学び舎」などの意味が込められている。

#### 5）中長期計画（またはアクションプラン、具体的な施策等）

学長が県立の専門職大学（四大、短大併せた）の社会的な役割を踏まえて定める中長期的な方向性や目指す姿として、令和5年度に策定したAgrifore Vision 2030を、令和6年度に外部発信へ向けた内容及び文言の最終校正を行い、ホームページ上で公開している。

Agrifore Vision 2030は、120年の歴史と伝統を引き継ぎ、農林業系専門職大学として新たな歩みを始めた本学が、開学10年目にあたる2030年度を達成年度として、開学からのスタートアップ期間をどのように進めていくべきかを、5つの骨子（教育、学生支援、研究、地域連携・社会貢献・国際化、大学運営）を通じて具体的に示している。

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

|         |       |
|---------|-------|
| 優れた点    | 特になし。 |
| 改善を要する点 | 特になし。 |

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

| 関係法令等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 関連資料（リンク）                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>教育基本法</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                             |
| <p>第七条（大学）</p> <p>大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p> <p>2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。</p>                                                                                                                                                                     | <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部<br/>学則 第1条（目的）【資料A 01-03-2】</p> <p>大学HP<br/><a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/philosophy/">https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/philosophy/</a></p> |
| <b>学校教育法</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                             |
| <p>第八十三条</p> <p>大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。</p> <p>② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p>                                                                                                                                                                               | （同上）                                                                                                                                                                                        |
| <p>第八十三条の二</p> <p>前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。</p> <p>② 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。</p>                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                             |
| <b>専門職短期大学設置基準</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                             |
| <p>（教育研究上の目的）</p> <p>第二条 専門職短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                      | （教育基本法第7条と同一）                                                                                                                                                                               |
| <p>第二章 学科</p> <p>第四条 学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであって、教育研究実施組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとする。</p> <p>2 学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができる。</p>                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                             |
| <p>第三章 収容定員</p> <p>第五条 収容定員は、学科ごとに学則で定めるものとする。この場合において、学科に専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに定めるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、第十七条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る収容定員を、第七十四条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を、それぞれ明示するものとする。</p> <p>3 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。</p> <p>4 専門職短期大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p> | <p>静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例施行規則<br/>第2条（学科、修業年限及び収容定員）【資料A 01-02】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部<br/>学則 第21条（収容定員）【資料A 01-03-2】</p>                                                      |
| ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                             |
| <p>（専門職短期大学等の名称）</p> <p>第五十一条 専門職短期大学は、その名称中に専門職短期大学という文字を用いなければならない。</p> <p>2 専門職短期大学及び学科（以下「専門職短期大学等」という。）の名称は、専門職短期大学等として適当であるとともに、当該専門職短期大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>                                                                                                                                                                    | <p>大学HP「愛称・校章について」<br/>【<a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/agriforet/">https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/agriforet/</a>】</p>                                            |

## □ 教員組織に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 大学として求める教員像

本学が求める教員像は、専門分野における研究業績及び研究能力、若しくは、実務の経験及び実務の能力を有する者であるとともに、建学の精神である「耕土耕心」の理念を尊重し、教育目標及び本学が果たすべき使命を理解し、その実現に向けて真摯に取り組むことができる者である。

具体的には「教育」「研究と社会貢献」「自己研鑽」「管理運営」に関する以下の項目について実践することが求められる。

- (1) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つの教育方針を十分理解し、熱意と責任感を持って学生支援にあたることができる者
- (2) 研究成果を広く地域社会に還元し、研究者としての社会的な責務を果たすことができる者
- (3) 優れた人格と識見を備え、高度な専門知識により本学の教育・研究を担当するに相応しい能力を有し、絶えず自己研鑽に努める者
- (4) 専門職短期大学の特徴を理解し、学生及び教職員と信頼関係を築き、自らの役割を積極的に果たして、大学運営に寄与することができる者

#### 2) 管理運営体制

学長、評議会、教授会を軸として効果的・機動的な意思決定が行える管理運営体制としており、学長は、学科長、事務局長、大学学部長で構成する「4役会議」を2週毎に実施し、学内の運営に関する案件等の情報収集を図っている。大学の運営に関する重要事項を審議する「評議会」、及び教員人事、教育研究に関する重要事項等を審議する「教授会」とともに、専門的事項を審議する「委員会」を設置している。

これら合議体の審議機関のほかに、教育課程の編成・実施・評価などについて、学長に意見を述べる組織として、学外委員等で構成する「教育課程連携協議会」を設置している。

なお、本学は大学併設であるため、短期大学運営のガバナンスの観点から、学長は大学の学長を兼務しており、「評議会」も大学の事項を併せて審議している。

#### 3) 評議会

学則第4章―第13条により設置を定め、静岡県立農林環境専門職大学評議会規程に基づき運営している。評議会は、学長、学部長、学科長、図書館長、事務局長、学生部長、学部及び短期大学部の教授会が選定する教授各2名で構成し、原則として月1回下記の

事項を審議している。

＜審議事項＞

- (1) 学則その他重要な規程の制定改廃に関する事項
- (2) 予算概算の方針に関する事項
- (3) 学部、学科その他重要な施設の設置廃止に関する事項
- (4) 教員人事の基準及び方針に関する事項
- (5) 教育課程の編成方針に関する事項
- (6) 学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項
- (7) 学生の入学、卒業その他学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項
- (8) 教育研究に係る自己点検評価に関する事項
- (9) その他の機関の連絡調整に関する事項
- (10) その他専門職大学の運営に関する重要事項

なお、令和7年度は、計14回（令和7年4月14日、5月20日、6月17日、7月15日、8月19日、9月16日、10月21日、11月18日、12月3日、12月16日、令和8年1月20日、2月16日、3月4日、3月18日）開催され、短期大学部の運営に関する重要事項を審議した。

4) 教授会

学則第14条に設置を定め、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教授会規程に基づき、教授会を運営している。教授会は、全ての専任の教授、准教授、講師で構成し、次の事項を審議している。なお、事務職員との連携の観点から、毎回必ず教務課職員1、2名が参加している。

＜審議事項＞

- ア 学科長の選考
- イ 教員の人事
- ウ 学生の入学及び卒業
- エ 学位の授与
- オ その他教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

なお、令和7年度は、15回開催され（令和7年4月7日、5月8日、6月3日、7月1日、8月5日、9月2日、10月7日、11月4日、12月2日、令和8年1月8日、2月3日、2月16日、3月3日、3月26日）、短期大学部の運営に関するすべての必要事項について協議（各種委員会での検討事項については報告）が行われた。

## 5) 教員組織及び専任教員数

教員組織については、学則第3章第8条（学科長）及び第11条（学生部長）においてそれぞれの役職を置くことを定めている。

栽培、林業、畜産の各分野に、大学等での教育歴が豊富な教員と農林業現場での実績がある実務家教員をバランス良く配置している。なお、実習系科目では静岡県立農林環境専門職大学教員を兼任教員として共同担当することで計画から実施まで円滑に行えるようにしている。

## 6) 授業科目の担当

「栽培コース」、「林業コース」、「畜産コース」の3コースを置き、各分野の基礎的知識の修得に加え、より専門的に学ぶことができるようカリキュラムを編成して実践的な知識を得られるようにしていることから、各分野については実務に即した教育内容とし、実習科目を多く設けており、より実践的な知識、ノウハウを学ぶことができるよう実務家教員の比率を高くしている。これに加えて、学術系からフィールド系までの教育研究に十分対応できるようにするため、大学等での教育歴が豊富な専任教員と、農林業現場での実績があり、かつ、研究能力を有する実務家教員を栽培、林業、畜産の各分野に配置している。

また、併設する静岡県立農林環境専門職大学の教育歴が豊富な教員を学術系科目の兼務として配置するなど授業を共同で担当するようにし、授業計画から実施までをスムーズに行えるよう配慮した。授業担当は教育歴、研究歴、実務経験歴等の専門性の経歴を勘案し、教員選考委員会を組織して平成30年8月28日に決定した。決定した教員の担当科目についてはカリキュラムの変更に伴い教員審査を受け、設置認可時に適合を与えられ、この任務どおりに授業を受け持たせて実施してきたが、教員の退職・採用による交代があり、教員の教育歴、研究歴、実務経験歴等の専門性の経歴を勘案しながら一部で授業担当の調整が行われた。

## 7) 専任教員、専任教員数

分野別・職位別の教員構成

(人)

| 分野   | 職位別の人数（うち実務家教員の数） |       |       |         |
|------|-------------------|-------|-------|---------|
|      | 教授                | 准教授   | 講師    | 合計      |
| 栽培   | 3 (2)             | 3 (3) | 2 (1) | 8 (6)   |
| 林業   | 1 (0)             | 1 (1) | 1 (1) | 3 (2)   |
| 畜産   | 3 (2)             | 0 (0) | 2 (2) | 5 (4)   |
| その他* | 1 (0)             | 1 (0) | 1 (1) | 3 (1)   |
| 合計   | 8 (4)             | 5 (4) | 6 (5) | 19 (13) |

\* 農業経営、食品加工、農村社会論等

#### 8) 教員の募集・採用・昇任等

令和6年度末で准教授が1名、令和7年度9月に講師1名が退職したため、静岡県立農林環境専門職大学等教員選考規程に基づく選考委員会を設置し、公募及び応募者の審査を行った。その結果、講師2名（30代、うち1名は女性）が選考され、教授会において承認された。令和8年4月1日付けで着任予定である。また、講師1名の准教授昇格が教授会において承認された。

選考にあたっては、職位における資格を定めた静岡県立農林環境専門職大学等教員の採用及び昇任選考基準及び業績等の目安を定めた内部基準に従って実施した。

講師の採用については、講師資格として、1名は博士の学位取得及び他の大学での教育経験あり、もう1名は博士の学位取得見込み（2026年3月に学位取得）及び本学の前身である農林大学校時代に教育経験あり、また2名とも業績において内部基準を満たしている。

講師から准教授への昇任については、准教授資格として、博士の学位取得済み及び本学で設立時からの教育経験あり、また業績においては内部基準を満たしている。

本学における学術研究の進展を図るため、客員教授候補者4名（継続）、客員准教授1名（新規）の推薦があり、教授会において承認された。

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

|         |                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 優れた点    | 学長、評議会、教授会を軸としつつ、各種委員会を組織して定期的な審議のもと学内運営を実施している他、学外委員等で構成する教育課程連携協議会を設置している。学術系からフィールド系までの教育研究に十分対応できるよう配慮するため、大学等での教育歴が豊富な専任教員と、農林業現場での実績があり、かつ、研究能力を有する実務家教員を栽培、林業、畜産の各分野に配置している。教員の採用にあたっては本学の年齢構成及びジェンダーバランスを考慮し、30代教員、女性教員の積極的な採用に努めた。 |
| 改善を要する点 | 特になし                                                                                                                                                                                                                                        |

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

| 関係法令等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 関連資料（リンク）                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>学校教育法</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>第九十三条<br/>大学に、教授会を置く。<br/>② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。<br/>一 学生の入学、卒業及び課程の修了<br/>二 学位の授与<br/>三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの<br/>③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。<br/>④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>                                                                                                                                                                                              | <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部<br/>学則第14条【資料A 01-03-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部<br/>教授会規程【資料A 02-02-2】</p>                                                                                                                                                                                                  |
| <b>専門職短期大学設置基準</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>（教育研究実施組織等）<br/>第二十八条 専門職短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。<br/>2 専門職短期大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該専門職短期大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。<br/>3 省略<br/>4 省略<br/>5 省略<br/>6 専門職短期大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。<br/>7 専門職短期大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> | <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部<br/>学則第7条【資料A 01-03-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学評議会規程<br/>【資料A 02-01】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学学長選考等<br/>に関する規程【資料A 04-01】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学学長適任者選<br/>考会議規程【資料A 04-02】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部<br/>学科長選考等に関する規程【資料A 04-<br/>04】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等図書館長<br/>選考規程【資料A 04-05】</p> |
| <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第92条、専門職短期大学設置基準第34条から第38条を参照すること</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>（授業科目の担当）<br/>第二十九条 専門職短期大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学科の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該専門職短期大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。<br/>2 専門職短期大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。<br/>3 専門職短期大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の専門職短期大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。</p>                        | <p>静岡県立農林環境専門職大学等学生部長<br/>選考規程【資料A 04-06】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部<br/>教員定年規程【資料A 04-07-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等教員の採<br/>用及び昇任選考基準【資料A 04-09】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等教員選考<br/>規程【資料A 04-10】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等非常勤講<br/>師に関する規程【資料A 04-08】</p>                                                     |
| <p>（基幹教員数）<br/>第三十一条 専門職短期大学における基幹教員の数は、別表第一イの表により当該専門職短期大学に置く学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数(第五十四条第一項に規定する共同学科(以下この条及び第四十五条において単に「共同学科」という。))が属する分野にあっては、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる基幹教員の数と第五十五条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数)と別表第一ロの表により専門職短期大学全体の入学定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数(次条において「必要基幹教員数」という。)以上とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                   | <p>設置認可関係書類「教育組織等の編成の<br/>考え方及び特色」【資料B 01-05】</p>                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>※ 基幹教員の数については、専門職短期大学設置基準別表第一を参照すること</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>（実務の経験等を有する基幹教員）<br/>第三十二条 必要基幹教員数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者(次項において「実務の経験等を有する基幹教員」という。)とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>2 実務の経験等を有する基幹教員のうち、前項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 大学又は高等専門学校において教授、准教授、基幹教員としての講師又は助教の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者</p> <p>二 博士の学位、修士の学位又は学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者</p> <p>三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者</p> <p>3 第一項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、基幹教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う者で足りるものとする。ただし、当該者の数は、別表第一イ備考第二号ただし書の規定により複数の学科について算入する基幹教員の数並びに同表備考第五号及び別表第一ロ備考第三号の規定により算入する教員の数と合わせて、必要基幹教員数の四分の一を超えないものとする。</p> |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

## ハ 教育課程に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1 学生の受け入れ

##### 1) 学生の受け入れ方針

###### (ア) 学生の受け入れ

本学に入学することのできる者は、学則第 24 条により規定している。

##### 2) 学生の募集

学生募集要項のうち具体的な事項については入試委員会で審議することと、入試委員会規程に規定している。令和 8 年度入試の入学選抜要項の内容については、2 回（6 月 9 日、8 月 26 日）審議し、9 月 20 日から配布を行っている。入学選抜要項は県内外の高校に約 700 部配布するとともに、大学のホームページにも掲載し募集を行った。入学を希望する者から連絡があった場合は、本学学生課から学生募集要項、入学願書・志望理由書等の様式を郵送している。

##### 3) 入学者の選抜

本学の入学試験の実施は入試委員会において審議することと、入試委員会規程に規定している。令和 7 年度の入試委員会は、6 回（4 月 3 日、4 月 21 日、6 月 9 日、8 月 26 日、11 月 5 日、令和 8 年 1 月 16 日）、その他、入学試験後の合格候補者の判定会議を 3 回（11 月 27 日、令和 8 年 2 月 12 日、2 月 16 日）開催した。前年度同様、秘匿性の高い入試問題を扱う点や大学では一般入試に大学入学共通テストを採用する点等から、基本的に併設する大学とは別に実施している。

#### < 令和 8 年度の入試状況 >

令和 8 年度入学選抜について、短期大学部入試委員会では、推薦型選抜入試の小論文問題作成、論文・面接採点基準の確認、一般選抜入試では小論文の問題作成、理科（生物基礎・化学基礎）入試問題の設定、入学選抜試験の面接官、採点担当者の選定・配置、合格候補者の選定等を担当した。推薦型選抜入試では、募集 80 名に対し受験者 57 名（指定校推薦 21 名、学校長推薦 36 名）、特別選抜入試では、募集若干名に対し受験者 1 名（外国人留学生 1 名）の計 58 名から 57 名（推薦型選抜 57 名）の合格候補者、一般選抜入試では受験者 19 名（募集 43 名）から 16 名の合格候補者を選定し、合わせて 73 名を決定した。

文科省が定めたガイドラインに基づき、受験の機会を確保するため、発熱、感染性疾患等の理由で受験できなかった受験生に対して、推薦型選抜、一般選抜とも追試験を設定し、受験生に不利益が及ばないよう十分配慮した結果、一般選抜の 1 名に対して令和 8 年 2 月 14 日に追試験を実施した。

### ＜入試問題の検討＞

一般選抜入試における理科の問題は、県内高校での利用実績の多い出版社の「化学基礎」「生物基礎」の教科書から、基礎的事項の理解度で選抜する難度の問題とし、基礎学力のある受験生を選抜した。小論文では、推薦型選抜入試は、「食料自給力指標」のグラフから今後の食料生産について自分の考え方を問う問題、一般選抜入試では、「農林水産分野の温室効果ガス排出量」を示したグラフより今後の気候変動に対応するための取り組みを問う問題とした。いずれも、グラフから問題点の分析ができ、基礎的知識に基づく解決策について本学で具体的に学びたい意識として問う設問とした。なお、開学以来、面接・小論文とも、評価者による差異が生じないよう採点方式の改善を続け、受験生の平等な評価を可能とした。

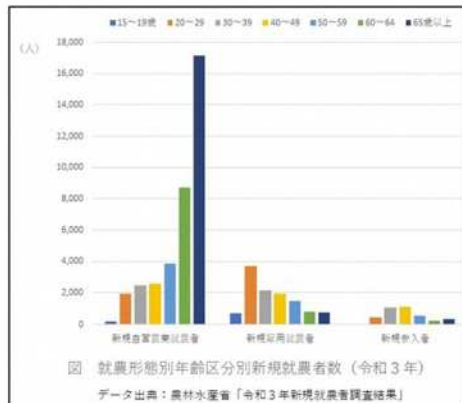
その他、静岡県立農林環境専門職大学等における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドラインに基づき、本学学生だけでなく入学志願者に対する十分な配慮もしている。

### 入学試験時の小論文テーマの推移

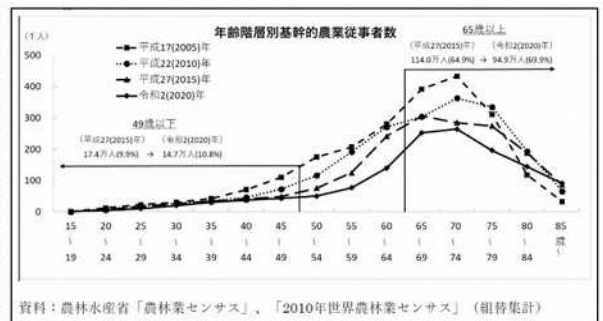
|      | 学校長推薦選抜・特別選抜試験問題                                                                                                                                                                            | 一般選抜試験問題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和2年 | 農林業の役割が持続的に発揮されるためにはどうあるべきか、下の枠内から2つの語句を選び、これを用いてあなたの考えを、800字詰め原稿用紙1枚以内で記述しなさい。<br>枠内語句「食料や農産物の供給」「自然環境の保全」「文化の伝承」「景観の形成」                                                                   | 課題図書【シカ問題を考える】では、その前半で、近年問題化しているシカ被害の特殊性として、葉を中心とする農作物の被害、大規模な森林木の被害による植生変化や土壌流出に伴う環境破壊等が述べられています。そして、後半の『5章：シカ増加の背景』として「森林伐採による地上植物食糧の増加」、「牧場の増加」、「地球温暖化による冬の死亡率の低下」、「狩猟圧の低下」、「天敵オオカミの絶滅」、「農業人口の減少」等をあげて、様々な考察を加えています。そこで、シカ生息数増加の背景としてとりあげた「①森林伐採による地上植物食糧の増加」、「②牧場の増加」、「③狩猟圧の低下」、「④天敵オオカミの絶滅」、「⑤農業人口の減少」の中から2つを選び、それぞれの解決法について著者の考えとあなたの考えを800字詰め原稿用紙1枚以内で記述しなさい。 |
| 令和3年 | 現在の日本の農林業が抱える問題について、下の枠内から2つの語句を用いて説明しなさい。また、その問題への対応とそこにあなたがどのように関わりたいかについて、併せて800字詰め原稿用紙1枚以内で記述しなさい。<br>枠内語句「スマート農業」「環境保全」「有機農業」「都市農村交流」「輸出」「大規模化」「6次産業課」「食料自給率」「食品安全性」「GAP」              | 課題図書【農業がわかると社会のしくみが見えてくる】著者が述べる「日本に農業が必要な理由」について「食料の安全保障」と「農業の多面的機能」の両面から説明するとともに、あなたの考えを800字詰め原稿用紙1枚以内で記述しなさい。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 令和4年 | SDGs(持続可能な開発目標)を実現させるために、農林業ができることについて論じるとともに、それに関してあなたが、この大学で学びたいことを800字詰め原稿用紙1枚以内で記述しなさい。                                                                                                 | 農林業の多面的機能の一つとして、生物多様性の保全があげられる。作目(水稲・畑作・茶・果樹・畜産・林業)の一つを選び、生物多様性に配慮した農林業経営の具体例を示すとともに、経営への影響について800字詰め原稿用紙1枚以内で記述しなさい。                                                                                                                                                                                                                                                |
| 令和5年 | 食品ロスは、本来食べることができるのに廃棄されてしまう食品のことを言います。令和元年度の推計で、日本の食品ロスは年間570万t、うち事業系が309万t(54%)、家庭系が261万t(46%)です。農林漁業者、食品関連業者あるいは消費の現場で考えられる食品ロス対策について論じなさい。また、食品ロスは何が問題なのか、あなたの考えを記述しなさい。(800字詰め原稿用紙1枚以内) | 令和2年度のカロリーベース総合食料自給率は37%、生産額ベース総合食料自給率は67%、飼料用を含む穀物全体の自給率は28%、主食用穀物自給率は60%、米の自給率は97%です。これらのことからわかる日本の食料生産、輸入の状況について論じた後に、自分が考える食料自給率向上対策を記述しなさい。(800字詰め原稿用紙1枚以内)                                                                                                                                                                                                     |

令和 6 年

このグラフからわかる新規就農者の状況がどのようなものであるかを述べた後に、どこに重点を置いて、どのような支援策を講ずるのが農業者の活性化に効果的であるか自分の考えを論じてください。



このグラフは年齢階層別基幹的農業従事者数の推移を示したものである。このグラフから読み取れる我が国の農林業の問題点を述べるとともに、それを解消し、今後の我が国の農林業を持続的に発展させるために必要なことについて、あなたの考えを原稿用紙800字以内で述べなさい。



令和 7 年

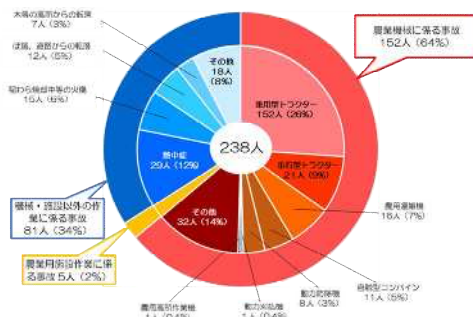
令和 4 年度には全国で 238 人が農作業中に死亡し、表 1 はその年齢階層別農作業死亡事故者数、図 1 は要因別の農作業死亡事故発生状況を取りまとめたものである。表 1 と図 1 から、どのような人がどのような原因で死亡している場合が多いのかを読み取り、農作業死亡事故を防ぐ方法について、あなたの考えを 800 字以内で述べなさい。

表 1 令和 4 年度における年齢階層別農作業死亡事故者数

| 年齢（才） | 30 未満 | 30～39 | 40～49 | 50～59 | 60～69 | 70～79 | 80 以上 | 合計  |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 人数（人） | 4     | 4     | 2     | 14    | 31    | 83    | 100   | 238 |
| 割合（％） | 1.7   | 1.7   | 0.8   | 5.9   | 13.0  | 34.9  | 42.0  | 100 |

出典：農林水産省

図 1 要因別の農作業死亡事故発生状況（令和 4 年度）

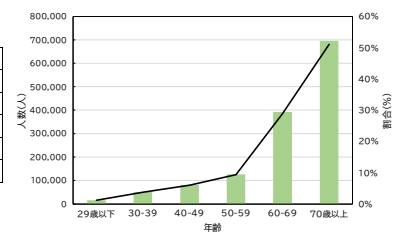


「基幹的農業従事者数の年次推移」を示した表 1 と「年齢別の基幹的農業従事者数」を示した図 1 より読み取れる今後の基幹的農業従事者の状況を推察して述べよ。次に、推察した今後の基幹的農業従事者の状況から農業における技術開発、労働確保、農地維持の視点から解決策を述べよ。（800 字以内）

※基幹的農業従事者とは、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう

表 1 基幹的農業従事者数の年次推移

| 年    | 人数（人）     |
|------|-----------|
| 1980 | 4,126,446 |
| 1990 | 2,927,122 |
| 2000 | 2,399,579 |
| 2010 | 2,053,717 |
| 2020 | 1,363,038 |



令和 8 年

問 1 わが国における食料自給の評価は、食料自給率、食料国産率、食料自給力指標等がある。図 1 の食料自給力指標は、食料の潜在生産能力を評価する指標であり、栄養バランスを一定程度考慮した上で、狭小な農地等を最大限に活用し、熱量効率が最大化された場合の 1 人・1 日当たりの供給可能熱量を試算したものである。この図から読み取れることを示し、今後の食料生産について自分の考え方を 300 字以内で述べなさい。

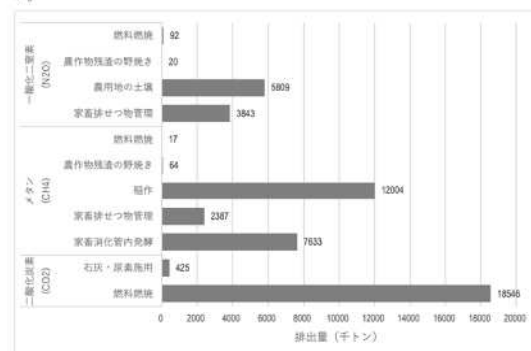


次の図は、日本の農林水産分野における温室効果ガスの排出量とその内訳（ガスの種類および排出源）を示したものである。

① 図から読み取れる情報をもとに、農林水産分野で排出される温室効果ガスの種類と主な排出源についてまとめなさい。

② また、農林水産業が今後の地球温暖化対策として貢献できる排出削減技術（緩和策）や気候変動に対応するための取り組み（適応策）について、あなたの考えを述べなさい。

※解答は 800 字以内とし、図の情報に加え、自分の意見や知識を活用して論じなさい。



注 1 令和 2(2020)年度の数値

注 2 排出量は二酸化炭素換算

#### 4) 入学者選抜体制

学内教員による入試委員会を組織し、入学試験の企画・検討・事後評価を行った。可否の判定については入試委員会において合格候補者案を作成し、これを教授会において審議し、評議会において学長が決定した。なお、令和 8 年度一般選抜入試追試験の教授会審議は、合格発表の日程に合わせるため書面審議となった。

#### 〈選抜方法〉

入学志願者の能力、意欲、適性等を多面的・総合的に判断した。判定に当たっては知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性等について、本学のアドミSSION・ポリシーに従って適切に評価した。なお、社会人選抜、私費外国人留学生選抜については、具体的な将来展望等の聞き取り等の十分な事前相談を実施した上での受験とした。また、入試方法の多様化を図るため、一般選抜のほか、推薦型選抜、特別型選抜を実施した。

#### 5) 定員管理の動向

定員管理については、入学定員に対する合格者数及び入学者数は、令和 3 年から 7 年は概ね適正な水準となっていたが、令和 8 年度の入学者数は、定員 100 名の 35% 減というこれまでにない大幅な減少となった。就学支援金の充実、高卒採用者の需要増加により 4 年制大学への進学志向と高卒での就職志向に二極化したことが原因と考えられる。これに少子化の傾向を勘案すると今後の短大への入学者数については厳しい見通しを立てざるを得ない。

表 合格者及び入学者の年次推移

(人)

| 選抜区分  |      | 定員  | 2年  | 3年  | 4年  | 5年   | 6年  | 7年  | 8年  |
|-------|------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|
| 一般選抜  | 合格者数 | 20  | 26  | 28  | 23  | 25   | 13  | 18  | 16  |
|       | 入学者数 |     | 19  | 16  | 15  | 20   | 10  | 11  | 8   |
| 推薦選抜  | 合格者数 | 80  | 58  | 74  | 76  | 81   | 70  | 79  | 57  |
|       | 入学者数 |     | 58  | 74  | 76  | 81   | 70  | 79  | 57  |
| 特別選抜  | 合格者数 | 若干名 | 0   | 2   | 2   | 0    | 2   | 3   | 0   |
|       | 入学者数 |     | 0   | 2   | 1   | 0    | 1   | 2   | 0   |
| 合格者合計 |      | 100 | 77  | 104 | 101 | 106  | 85  | 100 | 73  |
| 入学者合計 |      | 100 | 77  | 92  | 92  | 101  | 81  | 93  | 65  |
| 定員充足率 |      | —   | 77% | 92% | 92% | 101% | 81% | 93% | 65% |

## 2 教育課程

### 1) 学位授与の方針

多彩で高品質な農林産物を生産する静岡県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育ていくことができる人材に求められる次に掲げる資質・能力を身に付け、所定の単位を修得した者に学位を授与する。

- ① 社会人に求められる知識を有するとともに、社会において他者と円滑にコミュニケーションをとることができる素養を有している。→コミュニケーション力
- ② 農作物栽培、木材生産、家畜飼養など、栽培、林業、畜産の各分野における生産現場の生産性向上等を図るための、生産に関する知識・技術や生産に活用される先端技術を生産現場へ導入する能力を有している。→応用力
- ③ 農山村の地域社会を支える生産者として、農林業の営みを通じて形成される農山村地域の環境を守り育ていくための農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などに関する基礎的な知識を有している。
- ④ 農山村の地域資源や生産する農林産物に対応した加工・流通・販売などに関する知識を活用し、栽培、林業、畜産の各分野において生産物の付加価値向上を図るための手法を理解している。→思考力
- ⑤ 修得した専門知識と技術を駆使して栽培、林業、畜産の各分野の生産現場における課題を探索し、解決に必要な情報を収集・整理する手法を理解している。→分析・判断力

## 2) 教育課程の編成方針

本学においては、学部及び学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するとし、学則第29条に規定している。

令和7年度は教務委員会を13回開催した。令和7年度教育経費に係る予算調整（ゲストスピーカー含む）、ゲストスピーカーの招聘、コース・実習分野分け、シラバス作成・時間割、短期大学部の授業科目における受講人数の変更、プロジェクト研究指導への短大・大学教員の相互参画等、メディアを利用して行う授業に関するガイドラインの改正、過度な重複や不足等がないよう授業を組み立てる仕組みづくり、学位規程の改正、学生表彰、学生便覧の確認・修正（不正行為、カリキュラムマップ等）、休職教員代替非常勤の任用、教育DX（オンライン授業）、教育課程連携協議会での意見への対応、教育課程連携協議会の内容等、授業科目の担当変更、短大企業実習（果樹）の実施時期変更、短大教育課程ワーキングチームの発足、不正行為の履修細則の改正、副指導教員の基準、分野別認証評価の改善事項への対応、保証人に関する取扱いの改正、来年度の授業スケジュール、履修コース・実習分野の選択にかかる手続き、令和8年度授業時間割・シラバス作成、令和8年度入試の事前相談に係る修学上の配慮、令和8年度年間行事予定及び授業時間数など教育課程に関する案件について、協議を行い学内運営に取り組んだ。

## 3) 教育課程の編成方法

授業科目の開設、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を基に、教務委員会において審議するとともに、適切な体制を整えて行うものとする、学則第29条2項に規定している。令和7年度は、これに関連する大きな教育課程の変更はなかった。

## 4) 専門職大学短期大学部の授業科目

授業科目は、基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目に分ける。授業科目及び単位数は別表1のとおりとする、学則第30条で規定している。

## 5) 単位、単位の授与

### ＜単位の計算方法＞

各授業科目の単位数は、学則第31条において規定している。なお、学則第31条は、令和4年10月1日から施行された専門職大学設置基準の改正に合わせて改正した（施行日は令和5年4月1日付け）。

### ＜単位の授与＞

単位の授与は、学則第34条において規定している。また、単位の授与及び成績の評価の実施に関し必要な事項は、別（履修細則）に定めている。なお、学則第34条は、令和4年10月1日から施行された専門職大学設置基準の改正に合わせて改正した（施行日は令和5年4月1日付け）。

単位の授与は、学則に基づき、各授業科目を履修した者には、評価の上、単位を認定する。

認定の方法は、各種試験、グループワーク、発表、レポート等の成果物、授業・実習・演習の

取り組み方などにより、各授業科目担当者が科目の特性を考慮して定める（設置許可申請書より）。令和7年度の単位の授与については、学則第30条別表1のとおり。

#### 6) 授業期間

授業期間は大学学則により次のように規定している。

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる（学則第17条）。学年を次の4学期に分ける。4学期のうち2つの学期の開始日は、各4月1日及び10月1日とし、他の2つの学期の開始日及び各学期の終了日は別に定める（学則第18条）。

#### 7) 授業の方法

##### (ア) 少人数教育の実施について

本学の入学定員は各学年100名、2学年合計の収容定員は200名である。

収容定員200名に対して、専任教員を21名（教員一人当たりの学生数は9.5人）配置することから、少人数教育を実施しやすい体制を備えている。

本学ではこの特色を生かし、実習、演習の授業は40人以下の単位で行うほか、教育効果や安全性に配慮し、より細やかな指導が必要となる「総合実習」や作目別の「圃場実習Ⅰ」、「演習林実習Ⅰ」、実習科目の授業の多くを15名程度の少人数で実施した。

##### (イ) 大学設置基準の改正に伴う40人以上での授業の実施について

令和4年の大学設置基準の改正で、専門職大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数については、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して十分な教育効果を上げることが前提として、40人以上でも可能とされた。これを受け、本学では令和6年度より必修科目である「農学概論」、「分子生物学」、「農山村田園地域公共学」、「流通加工論」、「コミュニケーション論」、コース選択必修である「施設園芸」、「先端栽培技術」を、40人を超えて（50人を上限として）開講している。また、令和7年度より「農林業のための科学」についてもメディア授業等の実施を伴い同様の対応を取ることにした。これと並行して、授業の方法（必ずマイクを使用、学生の反応を見ながら授業を進める等）、学生の質問への対応（オフィスアワーを充実させ、いつでも教員が学生の個別質問に対応する等）、学生授業評価アンケートによるモニタリング（学生授業評価アンケートにより前年との比較をすることで教育の質の低下が無いか継続的に確認する）等を実施することで教育効果を担保している。

#### 8) 成績評価基準等の明示等

授業科目の試験の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。また、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことができる、学則第40条で規定している。

令和7年度の1年生の成績評価では、全体のGPA平均は2.5(昨年度2.8)であり、3以上の学生が15%(昨年度34%)であった。令和7年度に入学した1年生は低いことから、今後の推移を見守り

たい(表1)。

表1 1年生のGPA階級別学生比率(%)

| 階級    | <1.5 | 1.5≤ | 2≤ | 2.5≤ | 3≤ | 3.5≤ | 4 | 平均  |
|-------|------|------|----|------|----|------|---|-----|
| 令和7年度 | 1    | 15   | 11 | 51   | 13 | 1    | 0 | 2.5 |
| 令和6年度 | 1    | 4    | 19 | 29   | 26 | 1    | 0 | 2.8 |
| 令和5年度 | 1    | 10   | 24 | 37   | 23 | 4    | 0 | 2.6 |
| 令和4年度 | 0    | 11   | 37 | 30   | 16 | 7    | 0 | 2.6 |
| 令和3年度 | 1    | 11   | 30 | 37   | 17 | 3    | 0 | 2.6 |
| 令和2年度 | 3    | 5    | 13 | 26   | 36 | 16   | 1 | 2.9 |

令和7年度の2年生(1,2年累積)の成績評価では、全体のGPA平均は2.8(昨年度2.7)であり、3以上の学生が36%(昨年度28%)であった。こちらは、教員全体で共有・改善してきた結果が確実に定着していると考えられる。

表2 2年生のGPA階級別学生比率(%)

| 階級    | <1.5 | 1.5≤ | 2≤ | 2.5≤ | 3≤ | 3.5≤ | 4 | 平均  |
|-------|------|------|----|------|----|------|---|-----|
| 令和7年度 | 2    | 3    | 18 | 29   | 23 | 6    | 0 | 2.8 |
| 令和6年度 | 1    | 7    | 22 | 41   | 26 | 2    | 0 | 2.7 |
| 令和5年度 | 0    | 6    | 42 | 26   | 19 | 8    | 0 | 2.6 |
| 令和4年度 | 0    | 8    | 28 | 42   | 15 | 7    | 0 | 2.6 |
| 令和3年度 | 1    | 7    | 17 | 32   | 30 | 13   | 0 | 2.8 |

9) 履修科目の登録の上限

履修科目として登録することのできる単位数は、学則第30条別表1に定める履修単位数上限のとおり（年間45単位）と、学則第33条で規定しているが、令和7年度の1年生で1名47単位履修するミスがあった（表3）。

表3 1年生の取得単位数の分布(人)

| 取得単位  | ≤32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45≤ | 計  |
|-------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|
| 令和7年度 | 1   | 1  | 0  | 0  | 1  | 20 | 2  | 29 | 1  | 22 | 0  | 14 | 0  | 1   | 92 |
| 令和6年度 | 0   | 0  | 1  | 0  | 0  | 23 | 2  | 19 | 3  | 15 | 6  | 7  | 4  | 1   | 81 |
| 令和5年度 | 1   | 0  | 0  | 2  | 1  | 15 | 3  | 38 | 8  | 15 | 8  | 4  | 3  | 0   | 98 |
| 令和4年度 | 1   | 7  | 0  | 20 | 1  | 25 | 6  | 20 | 4  | 3  | 2  | 0  | 1  | 0   | 90 |
| 令和3年度 | 0   | 7  | 1  | 30 | 1  | 31 | 1  | 12 | 1  | 4  | 1  | 0  | 0  | 0   | 89 |
| 令和2年度 | 1   | 1  | 0  | 23 | 0  | 16 | 5  | 19 | 3  | 6  | 1  | 2  | 0  | 0   | 77 |

2年生の取得単位の分布は表4となり、令和7年度に卒業単位である68単位以上を取得した学生は80人中77人であった。

表4 2年生の取得単位数の分布(人)

| 取得単位  | <68 | 68 | 69 | 70 | 71 | 72 | 73 | 74 | 75 | 76 | 77 | 78 | 79≤ | 計  |
|-------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|
| 令和7年度 | 3   | 39 | 2  | 13 | 4  | 5  | 5  | 2  | 2  | 2  | 0  | 0  | 3   | 80 |
| 令和6年度 | 0   | 17 | 3  | 23 | 11 | 14 | 8  | 8  | 4  | 4  | 2  | 1  | 4   | 99 |
| 令和5年度 | 3   | 40 | 3  | 25 | 5  | 4  | 0  | 2  | 2  | 3  | 1  | 0  | 1   | 89 |
| 令和4年度 | 4   | 51 | 2  | 18 | 2  | 7  | 1  | 2  | 0  | 0  | 0  | 1  | 0   | 88 |
| 令和3年度 | 1   | 20 | 2  | 25 | 2  | 15 | 4  | 5  | 1  | 1  | 0  | 1  | 0   | 77 |

### 3 学習成果

#### 1) 学習成果を把握・評価する取組

##### (ア) 学修成果の可視化のための評価項目の設定

令和4年度の自己点検評価委員会で、決定した「学修成果の可視化のための学内評価計画」(下表)について、令和2～7年度の学修成果を取りまとめている(別添資料参照)。

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部  
学修成果の可視化のための学内評価計画

| 区分       | 入学前・入学直後<br>(アドミッション・ポリシー)     |            | 在学中<br>(カリキュラム・ポリシー)         |                  | 卒業時<br>(ディプロマ・ポリシー)        |                  |
|----------|--------------------------------|------------|------------------------------|------------------|----------------------------|------------------|
|          | 項目                             | 担当委員会(事務局) | 項目                           | 担当委員会(事務局)       | 項目                         | 担当委員会(事務局)       |
| 短期大学     | 入学試験                           | 入試(学生課)    | GPA評価                        | 教務(教務課)          | GPA評価                      | 教務(教務課)          |
|          | 新入生アンケート                       | 学生(学生課)    | 修得単位数                        | 教務(教務課)          | 大学評価アンケート(3月)              | 学生・FDSD(学生課・教務課) |
|          |                                |            | 成績分布                         | 教務(教務課)          | 学位授与数                      | 教務(教務課)          |
|          |                                |            | 授業評価アンケート(各期末)               | FDSD(教務課)        | 資格取得                       | キャリアサポート(学生課)    |
|          |                                |            | 大学評価アンケート(3月)                | 学生・FDSD(学生課・教務課) | 就職率・自家就農率                  | キャリアサポート(学生課)    |
|          |                                |            | 留年率・退学率・休学率・進学率              | 学生(学生課)          | 卒業生調査(卒業7年後) <sup>1)</sup> | キャリアサポート(学生課)    |
|          |                                |            | 教育課程連携協議会                    | 教務(教務課)          |                            |                  |
| コース・実習専攻 |                                |            | GPA評価                        | 教務(教務課)          | 就職率・自家就農率                  | 学生(学生課)          |
|          |                                |            | 修得単位数 <sup>2)</sup>          | 教務(教務課)          | プロジェクト研究                   | プロ研・後期担任(教務課)    |
|          |                                |            | 授業評価アンケート(各期末) <sup>3)</sup> | FDSD(教務課)        | ルーブリック評価 <sup>5)</sup>     | 後期担任(教務課)        |
|          |                                |            | ルーブリック評価 <sup>4)</sup>       | 後期担任(教務課)        | 資格取得                       | キャリアサポート(学生課)    |
|          |                                |            | インターンシップ参加                   | キャリアサポート(学生課)    |                            |                  |
| 授業科目     | 農林業基礎科目の成績評価(春期) <sup>6)</sup> | 担当教員(教務課)  | 成績評価                         | 担当教員(教務課)        | —                          |                  |
|          |                                |            | ルーブリック評価 <sup>7)</sup>       | 担当教員(教務課)        |                            |                  |
|          |                                |            | 出席状況                         | 担当教員(教務課)        |                            |                  |
|          |                                |            | 授業評価アンケート(各期末)               | 担当教員・FDSD(教務課)   |                            |                  |

- 1) 卒業後の学生調査(就業状況等)を実施 2) 学生の取得単位を後期担任(コース専攻担任)も共有化 3) 各期の授業評価を後期担任も共有  
4) コース専攻別ルーブリックを教員学生で共有 5) コース専攻別ルーブリックで学生の自己評価を共有  
6) 農林業基礎科目(農学概論、農林業のための科学)の成績評価を前期担任も共有 7) 各講義でルーブリック評価を実施する

##### (イ) 資格の取得

令和7年度卒業生が在学中に取得した資格は以下のとおりであり、取得数は前年度より増加した。大型特殊免許(農耕車限定)71名、刈払い機講習77名、茶手もみ師補7名、チェーンソー取り扱い資格6名、大型限定解除10名、牽引6名、家畜人工授精師8名、ドローン2名、フォークリフト免許26名、小型車両系建設機械運転特別教育修了者9名、毒物劇物2名、危険物乙4類2名、農業技術検定2級合格者2名、3級16名。

#### 2) 教育課程等の点検・評価

##### (ア) 授業評価アンケートの実施と改善方法

学修成果の把握及び教育課程の改善のため、FD・SD委員会において授業評価アンケートを実施し、改善に向けた活動を実施した。

「何を教えたのか」ではなく、「何を学び身に着けたのか」という学修者の目線に立ち、教育の質を高める努力を継続して実施する必要がある。教学マネジメントの指針に沿って、学生の授

業評価アンケートを実施し、教員・学生にフィードバックすることで教育の改善に資することを目的としている。令和7年度においても春期、夏期、秋期、冬期(通年を含む)の4期に分けて、1年生55科目、2年生40科目全科目について学生による授業アンケートを実施した。回答率には25から100%とばらつきがあり、春夏期平均65%に比べると秋冬期平均53%と後半になるほど回答率が下がる傾向にある。

アンケートの結果については各教員にフィードバックし、今後の授業改善に役立てることとした。さらに学生からの様々な意見に対する各授業担当教員のコメントを記述し、夏期と冬期の終わりに全学生にフィードバックしている。

「この授業で、新たな知識や技能、考え方などを身に着けることが出来ましたか」の問いに対し、1年生では3.3から5.0ポイント、2年生では4.2から5.0ポイントに分布している。また、「授業の内容や方法について、総合的に見てこの授業に満足していますか」の問いに対しては、1年生では3.8から5.0ポイント、2年生では4.2から5.0ポイントに分布している。

身に着けた実感、満足度では一部の科目で4.0を割っているものの著しく評価が低いものは見られなかった。相対的には授業の満足度は安定してきており、今後も継続した取組が必要である。

#### (イ)大学評価アンケートの実施と改善方法

令和7年度についても、年度終盤にカリキュラム編成等における学生評価アンケートを実施した。

実施方法として、大学全体を俯瞰し、継続的に改善していく共通認識のもと、昨年度と同じ内容の学生アンケートを実施した。学生への回答依頼については、学内ポータル上に無記名の「学校評価アンケート」を掲載し、より良い大学作りのための材料とする旨の説明を加えて、アンケートへの回答を促した。設問は、カリキュラム等の教務に関するものが7問、学生生活に関するものが12問の合計19問とし、学生の負担を最小限にするよう配慮した。また、すべての設問に自由記載欄も設けた。回答率は、1年生で66.3%、2年生で59.3%であった。

評価の概要は下記のとおりであった。

- ・授業・学修全般の満足度は、1年生で82.0%、2年生で85.4%が満足度を感じていた。
- ・授業・学修の成果を感じるかの問いに対し、1年生では77.1%、2年生では87.5%が「それなり」以上の成果を感じていた。
- ・カリキュラム編成に対して、1年生では73.8%、2年生では70.8%が適正と考えているが、逆に3割程度適正と考えていない学生がいることになる。
- ・講義科目での満足度では、1年生は59.0%、2年生では54.2%が「やや満足」以上であり、2年生の満足度が低調である。
- ・実習科目での満足度では、1年生は82.0%、2年生では70.8%が「やや満足」以上であり、講義科目に比較して高い傾向にある。
- ・新入生セミナー、ホームルームの満足度では、1年生は39.3%、2年生では45.8%と半数に満たなかった。

#### 4 教育課程連携協議会

教育課程連携協議会は、産業界や地域社会と連携して教育課程を編成するために企業や関係団体等から選出された委員と本学の教員をもって構成し、教育課程への提言をとりまとめ、学長に報告するとともに、学則第16条に規定し、教育課程連絡協議会規則により運営している。

令和7年度の第1回連携協議会は9月12日に開催した。主要テーマは、「企業実習について」であり、本学の企業実習の概要及び課題について報告した。

これらの報告に対する委員からの主要な意見は次のとおりである。

##### 1) 企業実習における「受け入れ姿勢」と目的共有の必要性

企業実習は後継者育成の観点から積極的に受け入れるべきだが、一方で進路が別に決まっている学生を受け入れることへの戸惑いや、実習生を単なる労働力として見てしまう懸念がある。

##### 2) 学生のメンタル面・コミュニケーション面への配慮

学生が厳しい指導を受けても我慢してしまい、後から問題が顕在化することがある。実習が原因で退学に至るケースは避けるべきで、原因分析が必要。

##### 3) 安全管理・事故防止と安心・安全な実習環境の確保

過去の事故経験を踏まえ、再発防止のための指導が重要。

##### 4) 実習環境（宿泊・地域・実習先）の多様化への対応

以上の意見に対する対応は次のとおりである。

1) については、受け入れ前に、企業・学生・大学による事前打ち合わせを徹底することとした。

2) については、実習ノートや共有フォルダを活用した日常的な教員フォロー体制を強化するとともに、障害学生支援委員会等と連携し、早期発見・早期対応の仕組みを明確化することとした。

3) については、実習前の安全指導・リスク説明を徹底（事故例の共有を含む）することとした。

4) については、県外実習について検討するとともに、巡回方法（オンライン活用等）を含めた実習支援体制を見直しすることとした。

第2回教育課程連携協議会は令和8年3月19日に開催した。

主要テーマは、「実習における学生の安全確保について」および「短大プロジェクト研究の実施状況について」とし、本学の企業実習および圃場実習における学生の安全対策について報告するとともに、プロジェクト研究の実施状況を報告し、これらに対する各委員からの意見を求めた。以下に各委員の主要な意見を記述する。

##### 1) 実習における安全管理・事故防止の徹底

農林業は事故リスクの高い分野であり、実習中のヒヤリハットや過去事故事例を積み上げて教育に活かすことが重要。

2) 作業環境（熱中症含む）への具体的な安全対策の強化

猛暑対策は現場の重要テーマであり、実習環境の安全配慮が不可欠。消毒作業時の装備など、従来のやり方を見直す視点も求められる。

3) プロジェクト研究における学生のコミュニケーション力・表現力の不足

発表・要旨作成を通じた表現力・論理構成力の育成指導の強化。

4) 学生の学習負担・過密スケジュールへの配慮

短大は授業・実習・プロジェクト研究が並行し、学生・教員双方の負担が大きいことから、課題発見から考えるプロセスを重視すべき。

以上の意見に対する対応は次のとおりである。

1) については、教職員研修の継続実施による安全管理意識の底上げとヒヤリハット事例を引き続き共有することとした。

2) については、熱中症対策を中心に実習内容の見直し（休憩時間の確保等）をすることとした。

3) および4) について、短大のプロジェクト研究については研究成果の論文化にこだわらず、到達目標や評価基準を検討することとした。

5 学長 Office Hour の実施

開学時から、年8回程度、「学長 Office Hour」として、大学への要望や将来の希望などについて、学長が直に学生から話を聞く機会を設けている。

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 優れた点    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の履修に関しては、2年生全体のGPA平均は2.8、GPA 3以上の学生が36%と前年度よりやや向上した。各教員が工夫して授業を行ったことが、学修成果として表れたと考えられる。</li> </ul>                                                                                                                                                                                           |
| 改善を要する点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年生の取得単位で、規程の45単位を超えて47単位取得した学生が1名いたことから、教務委員会で再発防止策を検討する必要がある。</li> <li>・依然として授業評価アンケートの回答率が低い授業があるので、回答率を上げる方法をFD・SD委員会で検討する必要がある。</li> <li>・令和8年度の入学者は定員の65%となったことから、抜本的な対策の検討が必要である。</li> <li>・3割程度ではあるが、学生のカリキュラム変更の潜在的要望が存在しており、短期大学をめぐる社会環境も変化してきていることから、カリキュラムの再編を検討すべきである。</li> </ul> |

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

| 関係法令等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 関連資料（リンク）                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>専門職短期大学設置基準</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                           |
| <p>（入学者選抜）</p> <p>第三条 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>2 専門職短期大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第26条（入学者の選考）【資料A 01-03-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部入試委員会規程【資料A 03-07-2】</p>        |
| ※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照する                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                           |
| <p>（教育課程の編成方針）</p> <p>第六条 専門職短期大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、専門職短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を育成するとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 専門職短期大学は、学科に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。</p> <p>4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。</p>                                                                                                                          | <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第29条（教育課程の編成方針）【資料A 01-03-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教育課程連絡協議会規則【資料A 01-04-2】</p> |
| <p>（教育課程連携協議会）</p> <p>第七条 専門職短期大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。</p> <p>2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>一 学長が指名する教員その他の職員</p> <p>二 当該専門職短期大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの</p> <p>三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者</p> <p>四 臨地実務実習（第二十六条第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職短期大学と協力する事業者</p> <p>五 当該専門職短期大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの</p> <p>3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。</p> <p>一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項</p> <p>二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項</p> | <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第16条（教育課程連携協議会）【資料A 01-03-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教育課程連絡協議会規則【資料A 01-04-2】</p> |
| <p>（教育課程の編成方法）</p> <p>第九条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第29条（授業科目）、別表1【資料A 01-03-2】                                                           |
| <p>（専門職短期大学の授業科目）</p> <p>第十条 専門職短期大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。</p> <p>一 基礎科目（生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）</p> <p>二 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）</p> <p>三 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）</p> <p>四 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。）</p>                                                                                                                                                                                                                          | <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第30条（授業科目）、別表1【資料A 01-03-2】</p> <p>設置認可関係書類「4 教育課程の編成の考え方及び特色」【資料B 01-04】</p>      |
| <p>（単位）</p> <p>第十一条 各授業科目の単位数は、専門職短期大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第31条（単位の計算方法）【資料A 01-03-2】                                                            |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>時間から四十五時間までの範囲で専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>(一年間の授業期間)</p> <p>第十二条 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第32条（授業期間）【資料A 01-03-2】</p>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>(各授業科目の授業期間)</p> <p>第十三条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の専門職短期大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                             | <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第17条(学年)、第18条（学期）【資料A 01-03-2】</p>                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>(授業の方法)</p> <p>第十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 専門職短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 専門職短期大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 専門職短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p> | <p>設置認可関係書類「4 教育課程の編成の考え方及び特色」【資料B 01-04】</p>                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>(成績評価基準等の明示等)</p> <p>第十六条 専門職短期大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 専門職短期大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p>                                                                                                                                                       | <p>大学HPシラバス<br/>【<a href="https://www.spu.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx">https://www.spu.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx</a>】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第40条（成績の評価）【資料A 01-03-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部履修細則【資料A 08-02-2】</p> |
| <p>(単位の授与)</p> <p>第十八条 専門職短期大学は、一の授業科目を履修した学生に対し、試験その他の専門職短期大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第34条（単位の授与）【資料A 01-03-2】</p>                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>(履修科目の登録の上限)</p> <p>第十九条 専門職短期大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 専門職短期大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>                                                                                                               | <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第33条（履修方法）、別表1【資料A 01-03-2】</p>                                                                                                                                                                                                                                                               |

## 二 施設及び設備に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1 教育研究等環境

##### 1) 教育研究等環境に関する方針

教育と研究の成果を、将来の農林業及び地域社会の発展に活かす人材を育成するため、大学設置基準などの各種法令を遵守しつつ、高等教育機関にふさわしい教育研究等の環境整備を行う。教育環境については、学生が自主的に学習に取り組み、教員が教育研究活動を十分に展開できるよう、校地・校舎、施設・設備の適切な維持管理に努め、快適な学習・生活環境を整える。また、学習支援の場として図書館機能及び ICT 機器の充実と活用の促進を図る。研究環境については、農業系専門職大学として特色ある研究活動を担保しつつ、学際的研究の発展と活性化及び社会実装を見据え、外部資金獲得のための支援を充実させ、研究支援環境を整備する。加えて、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を防止する取組として、「静岡県立農林環境専門職大学等研究不正防止規程」及び「静岡県立農林環境専門職大学等における公的研究費等の取扱いに関する規程」等を遵守し、これらの規程等に基づく研究倫理研修を定期的に行う。

##### 2) 校地

本学の校地は、静岡県立農林環境専門職大学と共用する。専門職短期大学設置基準第44条、専門職大学設置基準第46条の規定では基準校地面積2,960㎡要するが、本学では計画どおり28,545㎡であり、学生が余裕をもって休息、交流等ができるスペースがある。

また、上記によるほか、附属施設の実習圃場15,001㎡、機械研修場36,656㎡等もあり、演習及び教育研究等を支障なく実施することができている。

##### 3) 運動場

A棟から約300mの位置に運動場10,469㎡があり、様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用することができる。また、A棟に隣接して体育館もあり、体育の授業やサークル活動等で活用されている。なお、令和7年に、体育館の内装（床・階段・オペレーター等）を修繕する工事を行った。

##### 4) 校舎施設等

本学の校地は、静岡県立農林環境専門職大学と共用するので、専門職短期大学設置基準第45条、専門職大学設置基準第47条の規定により基準校舎面積6,796㎡要するところを、A、B及びC棟合計で6,899㎡確保している。これら校舎には、学長室、研究室、図書館、講義室、実験実習室、情報処理室、福利厚生施設など課程、事務機能に必要な施設及び機能を有している。令和3年度には、新学生寮の建設が完了したほか、旧共同教員室や旧臨時図書室の教員個室等への改修、学生用駐輪場の増築も実施し、大学施設全体の機能性、快適性等を向上させた。

令和4年度は老朽化した学生寮の解体・改修工事を行い、令和5年度には解体後跡地を学生の憩いの場である芝生広場や駐輪場として整備した。芝生広場は令和6年度から供用している。

この跡地整備をもって、農林大学校からの移行のための一連の施設整備が完了したため、以後は、県が保有する施設等の維持保全を計画的に行うために策定している中期維持保全計画に基づき、施設の保全を行っていく。

同計画に基づき、令和6年度は、B棟加工実験室のひび割れの補修や、体育館の内装（床・階段・オペレーター等）を修繕する工事などを行った。令和7年度は、高度茶業施設の受変電設備更新工事とA棟の玄関上屋根防水工事を行った。

なお、軽微な修繕については、重要度・緊急度等を考慮して、予算の範囲内で適宜対応している。

#### 5) 図書館の資料及び図書館

710.77㎡（図書館563.26㎡、自習室59.91㎡、閉架書庫65.66㎡、図書整理室21.94㎡）の図書館をC棟の2、3階に開設している。蔵書能力約56,000冊の書架、約100席の閲覧席ほか、レファレンス・コーナー、図書整理室、書庫、ブラウジングスペース、PC・AVコーナー等があり、教育研究に十分な規模と機能を有している。館内では、持込みのパソコンに無線LANの接続が可能である。職員体制は司書資格を有する職員1名と会計年度任用職員2名（司書資格無し）が専任で業務にあたっている。

令和2年度に定めた資料収集方針に基づき、令和7年度は新たに1,400冊以上の図書を整備した。100タイトル以上の雑誌を受入れ、オンラインデータベースや電子ジャーナルを継続して導入し、学生や教職員の教育研究及び学習支援に役立てている。

図書館のサービス面では、新入生に向けたガイダンスを実施した。長期休業期間や学外実習期間には長期間貸出を実施し、利便性を図っている。また、国立情報学研究所（NII）のILLシステムを活用した文献複写、現物貸借に関する料金の相殺サービス制度に加入しており、参考文献の収集に利用されている。さらに、静岡県立中央図書館が所蔵する資料を、送料無料で取り寄せできるサービスも行っている。

学内の教育研究成果を公開する農林環境専門職大学リポジトリを設置しており、学術情報のオープンアクセス化に寄与している。

中高生が自主学習に利用できるように、学生の利用が少なくなる大学の春休みおよび夏休み期間において図書館を開放している。

#### 6) 機械、器具等

機械、器具等は、本学教員の要望やカリキュラムにおける必要性を基に整備を進めている。これまで、学生がモバイル機器を用いたモニタリングや遠隔での環境制御技術を体験できる温室統合環境制御装置、高性能の林業機械シミュレータの整備、B棟へのWi-Fi環境整備等を行ってきた。また、無人トラクタ、クリープメータ、凍結乾燥機等、本学の特色である先端農業や加工流通等の教育関連備品について、県内農業団体からの寄付を活用した整備も行っている。

令和6年度は、労働安全衛生法の改正による新たな化学物質規制に従って、教員実験室に鍵付き薬品庫を整備し、令和7年度には不要薬品の整理（リストアップ）を行った（廃棄業者の業務過多により、廃棄は令和8年度以降に持ち越し）。

## 7) 暑熱対策

老朽化した現場教室での冷房設備等の不備（供給電力の関係からエアコンの設置が難しい）及び今年の夏の気温の上昇を受けて、当面実施可能な暑熱対策（タープ・スポットクーラー・保冷剤・スポーツドリンク等の購入）が検討・実施された。

## 2 研究に対する基本的な考え方

### 1) 研究倫理の遵守

研究倫理とは、研究者が研究活動を行う際に守るべき倫理観や法令・ルールのことである。研究対象者の生命や健康、人権を尊重し、研究により得られる利益と研究対象者への負担を比較考量することが基本となる。研究を計画する段階で、当該研究によって生じる利益とリスクの可能性を予測し、リスクが利益を上回るような研究は行わないことを原則とする。本学においては、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮を図るため「静岡県立農林環境専門職大学等研究倫理規程」を定め、研究等の実施計画及びその成果の公表予定の内容について、研究推進委員会（含む動物実験委員会）で審査を行うこととしている。また、各教員に対して日本学術振興会が実施するe-ラーニングの受講、修了証の提出を義務づけている（令和7年度の受講率100%〔休職者を除く〕）。

### 2) 教育研究等環境の点検・評価

教育研究等の環境の点検・評価は、教育研究の状況を把握・認識し、改善を図ることを目的として行われるものであり、大学においては学校教育法に基づいて、第三者による分野別認証評価、機関別認証評価が義務付けられている。

本学の理念・目的を実現するために、内部質保証システムを適切に機能させるため、自己点検評価委員会を設置し、教育研究等の環境の点検・評価を定期的に行う。自己点検評価委員会は、教育研究水準の維持向上を目的とし、本学の理念、3つのポリシー及び地域社会への貢献を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表し、本学の教育研究活動の質を社会に対して保証する。

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

|         |                                                                                      |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 優れた点    | 特になし                                                                                 |
| 改善を要する点 | 圃場近くにある現場教室は建物が古いためエアコンが無く、Wi-Fi環境も整っていないことから、施設整備について検討する必要がある。また、夏場の暑熱対策の強化も必要である。 |

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

| 関係法令等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 関連資料（リンク）                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>専門職短期大学設置基準</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>(校地)</p> <p>第四十条 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、専門職短期大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職短期大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって交流、休息その他に利用できるものであること。</p> <p>二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、専門職短期大学設置基準第44条を参照すること</p> | <p>設置認可関係書類「6 校地校舎等の図面」【資料B 03-01】</p> <p>設置認可関係書類「履行状況報告書」【資料B 05-01】</p>                                                                                                                                        |
| <p>(運動場等)</p> <p>第四十一条 専門職短期大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | (同上)                                                                                                                                                                                                              |
| <p>(校舎)</p> <p>第四十二条 校舎には、専門職短期大学の組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2 教室は、学科の種類及び学生数に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、基幹教員及び専ら当該専門職短期大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 夜間学科等を置く専門職短期大学又は昼夜開講制を実施する専門職短期大学にあっては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、専門職短期大学設置基準第45条・第46条・別表第二を参照すること</p>                                                                                                                   | (同上)                                                                                                                                                                                                              |
| <p>(教育研究上必要な資料及び図書館)</p> <p>第四十三条 専門職短期大学は、教育研究を促進するため、学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の専門職短期大学の図書館等との協力に努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p>                                                                                     | (同上)                                                                                                                                                                                                              |
| <p>(実務実習に必要な施設)</p> <p>第四十七条 専門職短期大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | (同上)                                                                                                                                                                                                              |
| <p>(機械、器具等)</p> <p>第四十八条 専門職短期大学には、学科の種類、学生数及び教員数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | (同上)                                                                                                                                                                                                              |
| <p>(教育研究環境の整備)</p> <p>第五十条 専門職短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>(同上)</p> <p>「静岡県立農林環境専門職大学等研究不正防止規程」<br/> <a href="https://camel3.com/cms/files/norin-u/MASTER/0600/FnCRXbSN.pdf">https://camel3.com/cms/files/norin-u/MASTER/0600/FnCRXbSN.pdf</a><br/> 「静岡県立農林環境専門職大学等にお</p> |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>ける公的研究費等の取扱いに関する規程」</p> <p><a href="https://camel3.com/cms/files/norin-u/MASTER/0600/wlrRhSlb.pdf">https://camel3.com/cms/files/norin-u/MASTER/0600/wlrRhSlb.pdf</a></p> <p>「静岡県立農林環境専門職大学等研究倫理規程」</p> <p><a href="https://camel3.com/cms/files/norin-u/MASTER/0600/sylV7Ttg.pdf">https://camel3.com/cms/files/norin-u/MASTER/0600/sylV7Ttg.pdf</a></p> <p>「静岡県立農林環境専門職大学短期大学部自己点検評価委員会規程」</p> <p><a href="https://camel3.com/cms/files/norin-u/MASTER/0600/QlIqw5qv.pdf">https://camel3.com/cms/files/norin-u/MASTER/0600/QlIqw5qv.pdf</a></p> |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## ホ 事務組織に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1 大学運営

##### 1) 大学運営の方針

学長のリーダーシップの下、教職員が協働し大学運営に取り組んでいる。令和7年3月に公表したAgrifore Vision 2030では、大学運営について以下のとおり定めている。

- ・組織が一体となった戦略的な大学運営
- ・自己点検評価に基づく切れ目のない改善
- ・教育評価システムの検証と改善による、教職員の資質の向上
- ・ジェンダーレス等を踏まえた多様な人材の登用
- ・大学運営のための施設・財政基盤の充実
- ・持続的発展に繋がる運営基盤の維持・強化
- ・農林業の発展に資する大学運営
- ・特徴ある研究の支援

##### 2) 新学長の選考

学長の令和7年度末での任期満了に伴って、静岡県立農林環境専門職大学学長選考等に関する規程に基づき学内に学長選考会議を設置し、次期学長予定者の選考を進めた。同規程第3条「学長予定者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有すると認められる者のうちから選考する。」に該当する者として、船田良氏（東京農工大学名誉教授）を学長予定者として決定した（任期は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの予定）。2025年12月25日付で一般公表。

##### 3) 事務組織

学則第2章―第6条により事務局の設置を定めている。令和7年度は、事務局長、総務企画課（7名、内1名は育休中）、教務課（5名）、学生課（5名）で構成している（これらの職員は、基本的に専門職大学との兼任である。）。

また、図書館を設置しており、館長（農林環境専門職大学の教授が兼務）の下に、司書1名を配置している。職員の配置及び事務分担については、各自の経験・能力・専門性等を踏まえた適材適所の配置と適正な事務量となるよう配慮し、職員それぞれが能力を発揮しつつ互いに協働し、有機的かつ効率的に事務を遂行して大学を円滑に運営できるよう努めている。学生課は、学生寮と講義室及び実習圃場との間に位置し、学生が相談しやすい環境にある。

毎週、事務局会議と称し、事務局長、各課課長及び班長が出席し、その間のスケジュールや連絡事項の共有を行っている。

なお、効果的・機動的な意思決定を行うための管理運営体制として設けられた4役会議には、学

長、学科長、生産環境経営学部の学部長に加え、事務局長が出席し、2週間に一度、教員組織と事務局との情報共有の場となっている。

さらに、4役会議と事務局が合同で行う拡大事務局会議についても、月に一度開催し、現場の状況や課題を4役に共有する場となっている。

教員数21名の小規模大学であり、事務組織と教員組織との連携が図りやすい環境にある。3月に実施する合同就職説明会では、教員と事務職員との役割分担は維持しつつ、連携を強化することで運営面での改善（学生の就職動向として地元志向が強いことから会場の区分を分野別から地域別に変更など）を実施した。

#### 4) 予算編成・予算執行

本学は静岡県を設置者とする直営の県立大学であることから、予算編成は県全体としての予算編成の中に組み込まれており、県の財政担当課から示される予算編成方針等に基づき、予算を編成している。

また、予算執行においては、県の条例、規則等に基づいて事務処理を行い、会計部門による検査・指導や県監査委員事務局による監査を受けながら、適正かつ計画的な予算執行に努めている。

## 2 学生支援

### 1) 学生支援に関する方針

学生支援に関する方針は、「Agrifore Vision 2030」の学生支援に定めている。

### 2) 修学支援

修学支援については、学生課及び学生委員会、担任、障がい学生支援委員会が行っている。

#### (ア) 学生課・学生委員会

学生課では、奨学支援及び奨学金について指導を行い、経済的に修学に支障が少なくなるよう支援を行っている。

#### (イ) 担任

担任は、1年生の入学時～夏期までを担当する前期担任、1年生秋期（コース・分野分け後）～卒業までを担当する後期担任に分担を分け、修学支援を行っている。

#### (ウ) 障がい学生支援委員会

障がい学生支援委員会では障がいのある学生が授業を受けやすくなるために支援を行っている。また、全ての学生が授業や課題、テストなどの予定を把握できるよう、アグリフォーレ手帳を作成し、配布している。

#### (エ) 国際交流タスクフォース

2023年3月にインドネシアのボゴール農科大学（以下 IPB）との交流に関する覚書を両校の学長間で締結した。この締結に基づき、2024年度は IPB から試行的に2か月程度の短期間で学生2名を受け入れ、2025年度は1名の学生を受け入れた。1週間、本学の授業を体験し、その後、掛川市内のキウイフルーツ農家で研修を行った。対応は事務局長を中心とした国際交流タスクフォースで準備や受け入れ先への連絡等を行った。

### 3 学生の厚生指導

#### 1) 厚生補導の組織

学生の厚生指導は、主に学生課及び学生委員会、担任、保健医務室（保健師）、カウンセリングルーム（カウンセラー）が行っている。学生が卒業後自らの資質を向上させ社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができるよう、入学当初から就職後の状況までを随時見届けていくシステムを構築している。具体的方策は、以下のとおりである。

##### (ア) 学生課・学生委員会

- ・ 課外活動（サークル、大学祭、学生自治会）の支援
- ・ 厚生補導に関する指導
- ・ 学生間のハラスメントの予防に関する指導
- ・ 学生の健康の保持増進を図るための指導
- ・ 就学上の災害の原因、再発防止に関する指導
- ・ メンタルヘルスに関する指導
- ・ 学生の安全・健康に関する指導
- ・ 学生寮での運営（管理、生活）に関する指導

##### (イ) 担任

- ・ 学生生活、学修に関する指導
- ・ 学生個人の悩みや学生間のトラブルに関する指導
- ・ 就職に関する指導

##### (ウ) 保健医務室

- ・ 体調不良やケガの応急処置
- ・ 健康相談、障がい学生支援、ハラスメントの相談対応
- ・ 健康診断の再検査と健康指導

##### (エ) カウンセリングルーム

- ・ 生活、学修、対人関係、進路、就職活動等、学生の悩みに関する相談対応
- ・ 学生の障がいに関する相談対応

#### 2) 社会的及び組織的自立を図るために必要な能力を培うための体制

社会的及び組織的自立を図るために必要な能力を培うための指導は、学生課、キャリア・サポー

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>トセンター、コース・分野の教員が行っている。</p> <p>(ア) 学生課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就職に関する指導</li> <li>・ アルバイト情報の提供</li> </ul> <p>(イ) キャリア・サポートセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 求人情報の提供、就職先の斡旋等の支援</li> </ul> <p>(ウ) コース・専攻の所属教員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会常識や社会生活で重要なことを指導</li> <li>・ 就職先の斡旋や履歴書作成・面接指導</li> <li>・ 卒業後も各地域の農林事務所と連携した技術指導や支援</li> </ul> |                                                                                                                                                  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                  |
| 優れた点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい学生支援委員会が中心となり障がい学生への支援を全学で実施することができた。</li> <li>・ IPB からの派遣学生 1 名の受け入れを大きな問題もなく実施することができた。</li> </ul> |
| 改善を要する点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 特になし                                                                                                                                             |

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

| 関係法令等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 関連資料（リンク）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>専門職短期大学設置基準</b><br><b>（教育研究実施組織等）</b><br>第二十八条 専門職短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。<br>2 専門職短期大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該専門職短期大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。<br>3 専門職短期大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。<br>4 専門職短期大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、専門職短期大学運営に係る企画立案、当該専門職短期大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の専門職短期大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。<br>5 専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、専門職短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。<br>6 省略<br>7 省略 | 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第6条（事務局）【資料A 01-03-2】<br><br>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第11条（学生部長）【資料A 01-03-2】<br><br>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学生委員会規程【資料A 03-08-2】<br><br>Agrifore Vision 2030<br>【 <a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/agriforevision/">https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/agriforevision/</a> 】<br><br>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部キャリア・サポートセンター運営委員会規程【資料A 03-09-2】 |

## へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針 並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

### 1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 三つのポリシー（※設置認可申請書より）

本学は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を次のように定めている。第2回専門職大学基本計画検討委員会（平成30年5月28日）にてディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーを、第3回専門職大学基本計画検討委員会（平成30年10月11日）にてカリキュラム・ポリシーを検討、決定した。

#### （ア）ディプロマ・ポリシー

多彩で高品質な農林産物を生産する静岡県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育ていくことができる人材に求められる次に掲げる資質・能力を身に付け、所定の単位を修得した者に学位を授与する。

- ・社会人に求められる知識を有するとともに、社会において他者と円滑にコミュニケーションをとることができる素養を有している。
- ・農作物栽培、木材生産、家畜飼養など、栽培、林業、畜産の各分野における生産現場の生産性向上等を図るための、生産に関する知識・技術や生産に活用される先端技術を生産現場へ導入する能力を有している。
- ・農山村の地域社会を支える生産者として、農林業の営みを通じて形成される農山村地域の環境を守り育ていくための農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などに関する基礎的な知識を有している。
- ・農山村の地域資源や生産する農林産物に対応した加工・流通・販売などに関する知識を活用し、栽培、林業、畜産の各分野において生産物の付加価値向上を図るための手法を理解している。
- ・修得した専門知識と技術を駆使して栽培、林業、畜産の各分野の生産現場における課題を探求し、解決に必要な情報を収集・整理する手法を理解している。

#### （イ）カリキュラム・ポリシー

- ・ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を修得させるため、栽培、林業、畜産の各分野の生産現場においてリーダーとなるために必要な知識や、農山村の地域社会を生産者として支えていくために必要な知識などを身に付けるための科目群を、講義、演習、実習等を効果的に組み合わせ編成する。

- ・栽培、林業、畜産の各分野に対応した3コース制とし、1年次後半から栽培コース、林業コース、畜産コースに分かれて、自らが選択したコースの専門的な知識・技術に関する科目を履修する。各分野に関連・共通する知識・技術については、1年次後半以降も共通で履修することとし、栽培、林業、畜産の3分野に対応したコース別の履修科目と、2年間を通じて配置する分野横断的な共通の履修科目を適切に組み合わせて教育課程を編成する。
- ・少人数教育や実習・演習を重視した教育課程により、栽培、林業、畜産の各分野の生産における実践力や、各分野に関連・共通する知識を活用して生産物の付加価値向上を図ることができる創造力を養成するとともに、農山村の地域社会を生産者として支えていくための農山村の環境、景観、伝統・文化などに関する基礎的な知識を修得させる。
- ・成績評価は、学生の基礎的・基本的な知識に加え、技能習熟度や主体的に学習に取り組む態度、問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の学習成果を評価基準として行う。また、学生が主体的かつ充実した学習効果を上げることができるようGPA制度を活用する。

#### (ウ) アドミッション・ポリシー

本学は、基本理念である「将来の農林業を取り巻く環境変化に対応し、確かな知識・技術で生産現場を支えるとともに、先端技術や加工・流通・販売などの知識を活用して、生産現場に新たな展開を生み出すことのできる人材を養成する」という考えのもと、次のような資質を有する学生を求める。

なお、入学者選抜に当たっては、農林業に対する意欲を重視し、年齢・国籍を問わず、広く受験生を募集する。

- ・農林業生産技術を学ぶ上で必要な基礎学力と知識を身に付けている人
- ・課題解決や新たな価値の創造に取り組むために、従来の常識にとらわれない柔軟な思考力を備えている人
- ・農林業に高い関心を持ち、生産現場の技術者や指導者になろうとする意欲がある人
- ・身に付けた技術や知識で農林業の発展に貢献する意欲がある人

#### 2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性

本学の「基本理念」に掲げる養成人材像並びに「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」を実現するためのカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）を、前述のとおり定めた。

- (ア) 基礎科目については、社会人に求められる実用的な知識やコミュニケーション能力及び価値観の相違や多様性などを理解し多面的に物事を考える素養を身に付けるための科目として9科目を配置した。
- (イ) 職業専門科目については、農林業生産現場の生産性向上等を図るための農林業生産に関する専門的な知識・技術や農林業生産に活用される先端技術を生産現場へ導入する能力を育成

するための科目や、農山村の地域社会を支える生産者として、農林業の営みを通じて形成される農山村地域の環境を守り育んでいくための農山村の自然環境や景観の保全に関する知識を学ぶ科目を配置した。

(ウ) 展開科目については、農山村の地域社会を支える農林業生産者として必要な伝統・文化の継承などに関する知識を学び、また、農山村の地域資源や栽培、林業、畜産の各分野の加工・流通・販売などに関する知識を活用し、生産物の付加価値向上を図るための手法を理解するための科目として、共通科目と生産理論と同様の3コースに分かれて学ぶ科目を配置した。

(エ) 総合科目では、修得した専門知識と技術を駆使して農林業生産現場における課題を探求し、解決に必要な情報を収集・分析・整理するとともに、分析・整理した結果を表現できる能力を養成する科目として、農林業生産現場における課題の解決に向けた研究の手法などを学ぶ「プロジェクト研究」を必修科目として配置した。

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

|         |      |
|---------|------|
| 優れた点    | 特になし |
| 改善を要する点 | 特になし |

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

| 関係法令等                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 関連資料（リンク）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>学校教育法施行規則</p> <p>第百六十五条の二</p> <p>大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。</p> <p>一 卒業の認定に関する方針</p> <p>二 教育課程の編成及び実施に関する方針</p> <p>三 入学者の受入れに関する方針</p> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p> | <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則</p> <p>第41条（卒業）</p> <p>第42条（学位授与）</p> <p>第29条（教育課程の編成方針）</p> <p>第33条（履修方法）</p> <p>第24条（入学資格）</p> <p>【資料A 01-03-2】</p> <p>カリキュラムマップ</p> <p>【<a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/twoyears/document/curriculum_map_2020.pdf">https://shizuoka-norin-u.ac.jp/twoyears/document/curriculum_map_2020.pdf</a>】</p> |

## ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公開に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1 情報の公表

##### 1) 教育課程の公表

授業科目の体系的な編成は、カリキュラムマップとして、本学のWebページ上に掲載するとともに、個別の授業内容は、シラバスを本学のWebページから検索・閲覧できるようにしている。また、本学学生については、入学時に配布する学生便覧にもカリキュラムマップ（及び授業科目の概要）を掲載するとともに、新入生セミナーにて解説することで、その周知を図っている。

##### 2) 教員の教育研究・社会貢献活動に関する情報公開

論文 27 編（四大 16 編、短大 11 編）、著書 4 編（四大 4 編、短大 0 編）、学会・研究会における発表 77 件（四大 58 編、短大 19 編）、前述以外の専門誌、新聞や広報誌等で 28 件（四大 22 件、短大 6 件）を研究成果として公開した。

公開講座、研修会、セミナー等へ教員を講師として延べ 44 名（四大 19 名、短大 25 名）を派遣し、教育研究活動で得られた成果を含めて講演した。

教育研究および社会貢献活動の記録として、「紀要・年報（アグリフォーレ・レポート）」第 5 号（93 頁、300 部）を令和 7 年 8 月 30 日に刊行した。本号には、原著論文 1 編、調査・技術論文 3 編、研究・活動紹介 7 編のほか、教員の 1 年間の活動一覧等を掲載している。なお、本紀要・年報は、関係大学・研究機関等へ無料配布するとともに、機関リポジトリを通じてインターネット上で第 1 号から第 5 号までを学内外へ無償公開している。

##### 3) 広報活動、高大連携等

学則第 4 章－第 16 条に基づき企画広報委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学等企画・広報委員会規程にて詳細を定めている。本学は、県立の公立大学であることから県民をはじめ地域社会及び農林環境業務への就業を志す高校生に対して、大学の活動に関する情報を積極的に提供していく方針である。

今年度の広報業務では、大学案内 6,000 部、ポスター（A2 版 100 枚、B1 版 20 枚）、パンフレット（1,000 部、英語版 500 部）などの広報物を作成した。また、「キャンパスライフブック」および「WEB オープンキャンパス」動画の制作、インターネット広告、テレビ CM の制作・放映を行い、多様な媒体を活用して本学の情報発信を強化した。

オープンキャンパスは、本学に関心のある高校生を対象に、8 月 2 日、9 日、10 日の各日 2 回、計 6 回開催し、高校生 296 名、保護者 294 名、合計 590 名が参加した。大学概要説明、体験授業、施設見学、学食体験、個別相談などを実施した結果、アンケートでは高校生の 93%、保護者の 92%が本学への興味が「高まった」と回答し、広報効果が確認された。

オープンキャンパス終了後の第 6 回企画広報委員会では、アンケート結果は良好であったものの

運営結果をふまえた上で、次年度にむけた改善案の検討を開始している。アンケート結果だけでは見えない当日の参加者の声、教職員の気づきを反映していこうとする積極的な姿勢によるものである。

また、県内の全高校および愛知・長野・山梨・神奈川・東京などの農業関係高校を対象に進路担当教員を訪問し、本学の説明と情報収集を行った。高校訪問および進学ガイダンスへの参加実績は延べ200校に達した。また、HPやSNSによる情報発信の強化、個別見学の随時受け入れ、日本学校農業クラブ全国大会（浜松市）における参加高校生への広報活動も実施した。

この他、地域媒体や地域イベントを通じた広報活動も行った。地域情報紙「リビング静岡」には学長特集、オープンキャンパス特集、進学入試特集を掲載したほか、「広報いわた」には本学教員による寄稿記事を掲載した。さらに「長野県民新聞別冊高校生版」への掲載、「産業振興フェア in いわた」での学生参加、県民手帳への広告掲載、浜松花と緑の祭や磐田市中心図書館フェスティバルへの学生サークル参加などを通じて、本学の教育・研究活動や地域連携の取組を広く発信した。

さらに、教員及び学生有志が「大学の魅力や楽しさ」を伝えることを目的に、自主的に作成した動画を公開する媒体として、You tube 上に「静岡県立農林環境専門職大学サブチャンネル」を立ち上げた。

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

|         |                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 優れた点    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷物、動画、インターネット広告、テレビCMなど多様な媒体を活用し、体系的な広報活動を展開することができた。</li> <li>・また、高校訪問や地域媒体、各種イベントへの参加を通じて、広域的かつ地域密着型の情報発信を行うことができた。さらに、学生や教員によるYou tubeでの情報発信など、新たな広報手法にも積極的に取り組んだ点が特徴である。</li> </ul> |
| 改善を要する点 | <p>一方で受験者数、入学者数が大幅員減少していることから、SNS や動画発信の更新頻度の向上や内容の充実を図り、継続的な情報発信体制の強化が求められる。オープンキャンパスについては、学生が直接大学を体感する機会として重要性が高いこともあり、より一層の改善が必要である。</p>                                                                                      |

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

| 関係法令等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 関連資料（リンク）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校教育法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 静岡県立農林環境専門職大学等企画・広報委員会規程【資料A 03-06】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 学校教育法施行規則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <p>一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること</p> <p>二 教育研究上の基本組織に関すること</p> <p>三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること</p> <p>四 入学者の選抜に関すること。</p> <p>五 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること</p> <p>六 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること。</p> <p>七 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること</p> <p>八 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること</p> <p>九 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること</p> <p>十 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</p> <p>2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 大学は、前項各号に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。</p> <p>5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。</p> | <p>本学ウェブページ<br/>【<a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/">https://shizuoka-norin-u.ac.jp/</a>】</p> <p>一 基本理念、教育目標<br/>二 ホームページ<br/>三 教員名簿、教員紹介<br/>四 入試情報、就職・キャリア支援<br/>五 カリキュラムマップ<br/>六 4年間の学び<br/>七 学生生活<br/>八 学納金・給付金制度<br/>九 上記四及び六に同じ</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学リポジトリ「アグリフォーレ・レポート」<br/>【<a href="https://spua.repo.nii.ac.jp/records/15">https://spua.repo.nii.ac.jp/records/15</a>】</p> <p>設置計画履行状況報告書【資料B 05-01】</p> <p>自己点検評価報告書<br/>【<a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/">https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/</a>】</p> |

## チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1 内部質保証

##### 1) 内部質保証の全学的な方針

本学の内部質保証は、自己点検・評価委員会を中心に行うものとし、毎年の自己点検・評価結果は大学ホームページ等を通じ、広く社会に公表している。

##### 2) 内部質保証体制

学則第4章―第15条に基づき「自己点検評価委員会」を設置して、静岡県立農林環境専門職大学自己点検評価委員会規程にて詳細を定めている。また、静岡県立農林環境専門職大学自己点検・評価規程を定め、自己点検・評価に関し必要な事項を定めている。

令和8年度の機関別認証評価及び毎年の自己点検・評価への対応に向けて、新たに副委員長（四大・短大各1名）を指名し、副委員長を中心とした体制にシフトした。

また、自己点検評価委員会内に「機関別認証評価専門部会」と「機関別認証評価ワーキンググループ」を設置し、令和8年度の機関別認証評価への対応に当たることとした。

##### 3) 内部質保証システムの運用実態

令和7年度は計5回（令和7年5月9日、7月15日、12月11日、令和8年1月29日、3月18日）の委員会を開催した。

第1回では、副委員長の指名、令和6年度点検評価ポートフォリオの進捗状況の確認、機関別認証評価に向けたスケジュールと点検・評価報告書の作成分担の確認を行った。また、令和6年度に受審した分野別認証評価の指摘事項について、各委員会に対し今年度中の対応を依頼した。

第2回では、機関別認証評価専門部会及びワーキンググループの立ち上げを行った。また、令和6年度ポートフォリオの内容確認と公表までのスケジュールを共有した。

第3回では、令和6年度ポートフォリオに係る改善等検討事項について、該当する委員会に対し、対応報告書の提出を依頼した。また、令和7年度ポートフォリオの作成について、スケジュール及び担当者を確認した。

第4回では、令和8年度は機関別認証評価の対応があるため、ポートフォリオの作成スケジュールを前倒しし、令和8年6月の公表を目指して作業を進めていくことを確認した。また、動物実験等の実施に関する基本方針に基づく外部評価結果の公表について情報共有した。

第5回では、機関別認証評価の点検・評価報告書と関連資料についての確認と提出について、学生意見収集の周知と学外ステークホルダーの選定リストアップについて、令和6年度自己点検報告書の改善指示事項と分野別認証評価の指摘事項の対応について、令和7年度のポートフォリオの確認について確認した。

機関別認証評価については、自己点検評価委員会内に設置された機関別認証評価ワーキンググル

ープを中心に準備を進めている。令和7年度は計6回（令和7年7月15日、8月6日、9月2日、10月31日、12月11日、令和8年1月29日）開催し、点検・評価報告書の原稿の確認や、今後の対応について情報共有を行った。なお、点検・評価報告書は、令和8年4月1日までに評価機関である（公財）大学基準協会に提出することとなっている。

#### 4）公表の取組

自己点検の評価結果については、自己点検評価委員会で「点検評価ポートフォリオ」として取りまとめ、評議会で報告した後、大学Webページで公表している。

## 2 大学運営

### 1）教員と事務職員等の連携及び協働

「FD・SD委員会」においては、教員と事務職員が協力して教育研究活動等の改善を図るための取り組みを実施している。令和7年度は、委員会を計8回（令和7年4月2日、5月19日、6月5日、6月23日、8月25日、10月20日、11月13日、令和8年3月12日）開催した。

協議の内容は、FD・SD研修会、授業評価アンケート結果の検討及び教員からの回答、優秀教員表彰者の選出、教員間の授業参観などである。

### 2）研修の機会等

FD・SD委員会がFD・SD合同の研修として、令和7年度の第1回は4月2日に学長講話を、2回目は9月30日に「農作業事故を起こさないための「本当に効果のある」取り組みとは？」と題して、農研機構農業機械研究部門システム安全工学研究領域予防安全システムグループ 積 栄 先生による安全対策の考え方についての講演及び教職員によるグループワークを実施した。グループワークは、学内外での実習事故防止と発生時の対応、事前準備など教員・事務員間で共有することができ、今後の事故防止と発生した際の対応に役立つ研修であった。

事務職員18名のうち14名、短大教員19名のうち19名、大学教員24名のうち23名の計56名が参加した。なお、参加できなかった者については、1か月程度録画の公開期間を設けて、視聴を促した。

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部  
学修成果の可視化のための学内評価計画

| 区分           | 入学前・入学直後<br>(アドミッション・ポリシー)         |            | 在学中<br>(カリキュラム・ポリシー)         |                  | 卒業時<br>(ディプロマ・ポリシー)        |                  |
|--------------|------------------------------------|------------|------------------------------|------------------|----------------------------|------------------|
|              | 項目                                 | 担当委員会(事務局) | 項目                           | 担当委員会(事務局)       | 項目                         | 担当委員会(事務局)       |
| 短期大学         | 入学試験                               | 入試(学生課)    | GPA評価                        | 教務(教務課)          | GPA評価                      | 教務(教務課)          |
|              | 新入生アンケート                           | 学生(学生課)    | 修得単位数                        | 教務(教務課)          | 大学評価アンケート(3月)              | 学生・FDSD(学生課・教務課) |
|              |                                    |            | 成績分布                         | 教務(教務課)          | 学位授与数                      | 教務(教務課)          |
|              |                                    |            | 授業評価アンケート(各期末)               | FDSD(教務課)        | 資格取得                       | キャリアサポート(学生課)    |
|              |                                    |            | 大学評価アンケート(3月)                | 学生・FDSD(学生課・教務課) | 就職率・自家就農率                  | キャリアサポート(学生課)    |
| コース・<br>実習専攻 |                                    |            | 留年率・退学率・休学率・進学率              | 学生(学生課)          | 卒業生調査(卒業7年後) <sup>1)</sup> | キャリアサポート(学生課)    |
|              |                                    |            | 教育課程連携協議会                    | 教務(教務課)          |                            |                  |
|              |                                    |            | GPA評価                        | 教務(教務課)          | 就職率・自家就農率                  | 学生(学生課)          |
|              |                                    |            | 修得単位数 <sup>2)</sup>          | 教務(教務課)          | プロジェクト研究                   | プロ研・後期担任(教務課)    |
|              |                                    |            | 授業評価アンケート(各期末) <sup>3)</sup> | FDSD(教務課)        | ルーブリック評価 <sup>5)</sup>     | 後期担任(教務課)        |
| 授業科目         |                                    |            | ルーブリック評価 <sup>4)</sup>       | 後期担任(教務課)        | 資格取得                       | キャリアサポート(学生課)    |
|              |                                    |            | インターンシップ参加                   | キャリアサポート(学生課)    |                            |                  |
|              | 農林業基礎科目の<br>成績評価(春期) <sup>6)</sup> | 担当教員(教務課)  | 成績評価                         | 担当教員(教務課)        |                            |                  |
|              |                                    |            | ルーブリック評価 <sup>7)</sup>       | 担当教員(教務課)        |                            |                  |
|              |                                    |            | 出席状況                         | 担当教員(教務課)        |                            |                  |
|              |                                    |            | 授業評価アンケート(各期末)               | 担当教員・FDSD(教務課)   |                            |                  |

- 1) 卒業後の学生調査(就業状況等)を実施 2) 学生の取得単位を後期担任(コース専攻担任)も共有化 3) 各期の授業評価を後期担任も共有  
4) コース専攻別ルーブリックを教員学生で共有 5) コース専攻別ルーブリックで学生の自己評価を共有  
6) 農林業基礎科目(農学概論、農林業のための科学)の成績評価を前期担任も共有 7) 各講義でルーブリック評価を実施する

### 3) 服務・コンプライアンス

学則第4章―第15条に基づき倫理委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学等倫理委員会規程により詳細を定めている。また、教員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、教員の自律性及び倫理性の維持・向上と職務の執行の公正さに対する県民の疑念や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する県民の信頼を確保するため、静岡県立農林環境専門職大学等教員倫理規程及び利害関係者等について定義した内規を定めている。

令和8年1月30日の第1回委員会では、本学の倫理保持に係る規程の改正に係る審議を通じ、委員会の役割等について改めて確認し、理解を深めた。

なお、10月はコンプライアンス推進月間(今年度のテーマは「Let'sコンプライアンス～オープンなコミュニケーションで、コンプライアンスを強化～」)として、県の人事課が行うコンプライアンス検定を教職員全員が受検し、静岡県職員としてのコンプライアンスに関する理解度を上げた。

ハラスメント対策については、防止及び対策を適切に実施するための機関として、ハラスメント防止対策委員会を設置し、「静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程」により詳細を定めている。

令和7年度は、1月30日に第1回委員会を開催し、文部科学省や他大学の資料を踏まえ、本学におけるハラスメント防止対策に係る体制の確認を行った。

また、同じく1月から2月にかけて県の人事課が行うパワー・ハラスメント防止研修を教職員全

員が受講し、パワー・ハラスメントの根本的な知識から良質なコミュニケーションの実践方法について理解を深めた。

### 3 指摘事項の改善

#### 1) 令和6年度自己点検評価

|                       |                                                                                                                             |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員会名                  | 教務委員会（短大）                                                                                                                   |
| 項目                    | 基準 1 ハ                                                                                                                      |
| 改善を要する点               | 令和6年度から6科目については、40人を超えて授業を行うようにした。その他の授業についても、方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができると考えられる科目については、40人を超えて授業を行うことを検討する。 |
| 改善策<br>(又は検討状況)       | メディア授業などを取り入れることで、40人を超えても十分な教育効果が上げられると考えられる演習授業（農林業のための科学）を3クラス編成から2クラス編成に変更する。                                           |
| 改善策の効果<br>(又は期待される効果) | メディア手法を取り入れることなどにより学生からの不満の声は聞かれていないが、導入前後で受講している学生が異なっていることから優劣を見極めるのは難しい。                                                 |
| 残された課題等               | 検証が難しい面もあるが、40人を超える授業については、今後も教育効果を見極めながら進めていく必要がある。                                                                        |

|                       |                                                                    |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 委員会名                  | 教務委員会（短大）                                                          |
| 項目                    | 基準 1 ハ                                                             |
| 改善を要する点               | 教員によって担当する授業の数や受け持つ学生数が大きく異なることから、その差を小さくすることについて、教務委員会で検討する必要がある。 |
| 改善策<br>(又は検討状況)       | 委員会の負担も含めて年度末の担当授業の調整で平準化の努力をした。                                   |
| 改善策の効果<br>(又は期待される効果) | 教務委員長を中心に調整の努力はしているが、結果的に教員の退職・採用、担当授業の変更などにより徐々に格差解消も進んでいる。       |
| 残された課題等               | 定員変更など今後の大きな改革を見据えて取り組む必要がある。                                      |

|                       |                                                                                                             |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員会名                  | 実習圃場委員会、教務委員会（短大）                                                                                           |
| 項目                    | 基準 1 ニ                                                                                                      |
| 改善を要する点               | 圃場近くにある現場教室は、建物が古いためエアコンが無く、Wi-Fi 環境も整っていないことから、将来構想策定部会で施設整備について検討する必要がある。また夏場の熱中症対策として、冷水機などの設置も検討が必要である。 |
| 改善策<br>（又は検討状況）       | 熱中症対策については、実習圃場委員会から回答済み。Wi-Fi 環境については、現状ポケット Wi-Fi での対応を実施している。                                            |
| 改善策の効果<br>（又は期待される効果） | Wi-Fi 環境については、当面授業に困らない程度には対応できている。                                                                         |
| 残された課題等               | 予算との関係もあり大規模な設備改善の見通しは立っていない。                                                                               |

|                       |                                                                                                              |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員会名                  | 教務委員会（短大）                                                                                                    |
| 項目                    | 基準 1 チ                                                                                                       |
| 改善を要する点               | 将来を見越して必要性の低い科目と今後重要になる科目の選択をする等、その方向性を委員会等で議論する体制になっていないことから、教務委員会を中心に継続的にカリキュラムの改善について議論する体制を整え、実施する必要がある。 |
| 改善策<br>（又は検討状況）       | 短大についてもカリキュラム改編の検討をするため、委員会を立ち上げる。一部の自由科目講義（人工授精論、畜産法規等）については、資格取得の免除科目となっていないため受講生が無く、開講していない。              |
| 改善策の効果<br>（又は期待される効果） | 当面は小幅な改編が想定されている。                                                                                            |
| 残された課題等               | 定員変更など今後の大きな改革を見据えて取り組む必要がある。                                                                                |

|                       |                                                                                                                                                                 |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員会名                  | プロジェクト研究代表（短大）、教務委員会（短大）                                                                                                                                        |
| 項目                    | 基準 3                                                                                                                                                            |
| 改善を要する点               | <p>・プロジェクト研究への取組指導</p> <p>プロジェクト研究の実施、発表会、論文の取りまとめについて、ほとんどの学生が計画的に進められた。体調不良で発表会当日発表できなかった者についても、後日対応することができたが、指導学生の状況に対する情報共有をして、学科全体として適切な対応ができるように努めたい。</p> |
| 改善策<br>(又は検討状況)       | プロジェクト研究の発表会については、プロジェクト研究代表を中心に体調不良の学生を早めに確認するようにしている。                                                                                                         |
| 改善策の効果<br>(又は期待される効果) | プロジェクト研究代表から書く指導教員への早くからの声掛けもあって、令和 7 年度は全員が予定の日程で発表することができた。                                                                                                   |
| 残された課題等               | 一方でインフルエンザの流行もあって直前で体調不良になった学生がそのまま発表をしてしまった。長期的な体調不良者の確認・フォローに限らず急な事態も考慮して予備日などを確保し、無理のない発表会の運営に努めるようにしたい。                                                     |

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員会名                  | 実習圃場委員会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 項目                    | 基準 1 二                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 改善を要する点               | 圃場近くにある現場教室は、建物が古いためエアコンが無く、Wi-Fi 環境も整っていないことから、将来構想策定部会で施設整備について検討する必要がある。また夏場の熱中症対策として、冷水機などの設置も検討が必要である。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 改善策<br>(又は検討状況)       | <p>【改善策】夏場の熱中症対策として、令和 7 年度は日陰のためのタープ、スポーツ飲料や塩飴、保冷剤、を事前に準備するとともに、実習準備室に製氷機を設置した。また、冷水機や製氷機の設置場所等の地図を作成して学生に配布するとともに、現場教室を含む教室に掲示した。</p> <p>来年度からは、暑熱期の実習では 40 分毎に 10 分間の休憩および 水分補給を行うこととした。</p> <p>【検討状況】来年度までに、クールネックリング（首周りを冷やす）の追加購入、③学生の飲み物を冷やすクーラーボックスの購入を検討している。また、エアコンやスポットクーラー設置のための実習施設の電気容量改善工事を要望していく予定であることから、冷水機の増設についても併せて検討する。</p> |
| 改善策の効果<br>(又は期待される効果) | 熱中症学生の減少が期待できる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 残された課題等               | 冷水機の増設。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|                       |                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員会名                  | FD・SD 委員会（短大）                                                                                                                                                                           |
| 項目                    | 基準 2                                                                                                                                                                                    |
| 改善を要する点               | <p>・教員表彰の実施</p> <p>選考方法を変えて授業内容で評価されるようになったことから、教員にとっての授業改善へのモチベーション向上につながると考えられる。ただし、評価方法については、より適切な選考ができるように改良を検討していく必要がある。</p>                                                       |
| 改善策<br>(又は検討状況)       | <p>昨年度の方法を継続する案、教員ごとに担当授業科目の授業アンケート結果を平均して、点数の高い者を対象とする案、人数や部門別にする案などが検討された。今年度は昨年度の方法を継続する案で進めることとし R7 教員相互授業参観 不参加者は表彰対象から除外する。学生アンケートへのコメント未入力者を除外する。前年の対象教員を除く。を複合条件に追加することとした。</p> |
| 改善策の効果<br>(又は期待される効果) | <p>特定の教員に偏らず多様な教員が受賞対象者となっており、授業改善へのモチベーション向上につながっている。</p>                                                                                                                              |
| 残された課題等               | <p>高得点者への評価方法や、少人数授業が有利になる問題などが引き続き残っている。授業参観をしていない場合の罰則的な除外規定や、公開講座などの授業以外の評価ポイント加算案も出たが、特定の先生に有利になる可能性や、オムニバス授業の評価の難しさから、継続的に検討が必要である。</p>                                            |

|                       |                                                                                                                                                                      |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員会名                  | FD・SD 委員会（短大）                                                                                                                                                        |
| 項目                    | 基準 2                                                                                                                                                                 |
| 改善を要する点               | <p>・教員授業参観の実施</p> <p>教員間で互いに評価しあうことは、授業改善のヒントを得るための有効な方法であるが、今年度は実施率がやや低下したことから、教員への周知徹底を強化したい。</p>                                                                  |
| 改善策<br>(又は検討状況)       | <p>学生アンケート・教員授業参観年間予定のエクセルファイルを作成、早い段階で実施期間が明確になるようにした。</p> <p>R7 教員相互授業参観の推進について 参加率を高めるために、四半期ごとに周知をする。相互授業参観ウィーク（7月第2週、後期10月第3週）（アポなし参加可能な日）。不参加者は表彰対象から除外する。</p> |
| 改善策の効果<br>(又は期待される効果) | 相互授業参観ウィークはあまり効果が見られなかった。                                                                                                                                            |
| 残された課題等               | 大きな改善が見られなかったので年度当初に参観の計画を提出してもらうようにする。                                                                                                                              |

|                       |                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員会名                  | 企画広報委員会                                                                                                                                                                                                                       |
| 項目                    | 基準 1<br>ト                                                                                                                                                                                                                     |
| 改善を要する点               | ①オープンキャンパスでは、学生にも案内、個別相談等一部協力してもらったが、学生との交流の場を増やす工夫をする必要がある。<br>②大学のホームページや SNS などの拡大・充実による広報の情報発信の強化が必要である。                                                                                                                  |
| 改善策<br>(又は検討状況)       | ①まず、教員ではなく在学生主体のキャンパスツアーを実施し、参加者が気軽に質問できる環境づくりに配慮した。また、事前・事後の情報発信を強化することで、オープンキャンパス当日にとどまらない継続的な関係構築を図った。<br>②まず、大学ホームページにおける教員情報を充実させ、教育内容や研究分野がより具体的に伝わるよう改善した。また、公式チャンネルとは別に学生主体で制作する動画のサブチャンネルを開設し、多角的な情報発信により広報力の強化を図った。 |
| 改善策の効果<br>(又は期待される効果) | 在学生主体のツアー実施により大学生活を具体的にイメージでき、安心感と信頼感の向上が期待された。また、事前・事後の情報発信により関心を継続的に維持できた。さらに、教員情報の充実と学生動画の発信により教育内容を分かりやすく伝え、認知度向上につながった。                                                                                                  |
| 残された課題等               | 在学生の協力体制を安定的に確保する仕組みづくりと、発信内容の質の維持・向上が課題である。                                                                                                                                                                                  |

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員会名                  | 障害学生支援委員会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 項目                    | 基準 1 チ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 改善を要する点               | 分野別認証評価において指摘された「改善が望ましい点」<br>・ノートテイク等の支援に関しての検討が、今後、望まれる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 改善策<br>(又は検討状況)       | <p>現状、本学で支援が必要となりそうな事例とその支援について、検討を行った。</p> <p>&lt;聴覚障害&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補聴器をしている学生に対し、座席を前の方に移動させる配慮で対応したことがある。</li> <li>・聴覚過敏で紙をめくる音が気になる学生がいて、耳栓の使用を認めたり、別室での受験を行ったりした。</li> <li>・昨年、耳が聞こえにくい受験生から特別な機能を有するイヤホンの使用希望が出されたが、カンニングの可能性があることから使用を認めず、席を前にし、試験官には大きな声で説明をしてもらうこととした。</li> </ul> <p>&lt;学習障害&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のため書くのが遅い学生は多く、授業に PC の持ち込みを許可する等の配慮ができるのではないか。</li> <li>・教員が話した内容を理解するのに時間がかかる学生には、ホワイトボードの写真を撮ることを許可したことがある。</li> </ul> <p>&lt;発達障害&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害の学生はグループワークが苦手だったりする。発表が苦手という学生もいる。特性に対する周囲の理解が必要。</li> </ul> |
| 改善策の効果<br>(又は期待される効果) | 様々な障害を有する学生に対し、障害の特性に応じた細やかな配慮を通じて学習環境の向上を図ることにより、修学の機会均等を確保することができる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 残された課題等               | ノートテイクを配置する場合、ノートテイクをどのように確保し、そのためにどの程度の経費がかかるのかなどの点について検討していく必要がある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

## 2) 令和6年度分野別認証評価

### 領域Ⅰ

#### 【改善が望ましい点】

・農林業関連への進路実績は申し分ないが、農林業自体への就業をより一層促進してほしい。また、就職先等の評価で全国平均より低いコミュニケーション能力、マナーなどについても改善の努力を求めたい。

#### 対応

(時期、方法、担当委員会等)

グループワークの活用による学生間のコミュニケーションの促進、教員・学生間のマナーの向上を目指した授業改善を実施する。

#### 【改善を要する点】

・専門職短期大学の学修成果として最も重要な卒業生の就職後の動向を調査していく必要がある。

#### 対応

(時期、方法、担当委員会等)

卒業後の就業状況を把握するためのアンケート調査を実施する。

### 領域Ⅱ

#### 【改善が望ましい点】

・教員負担を軽減することで、全体としての教育の質を向上させるために、方法及び施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して十分な教育効果を上げることができると考えられる科目については、令和6年度実施の6科目以外でも40人を超えて授業を行うことが望まれる。

#### 対応

(時期、方法、担当委員会等)

メディア授業などを取り入れることで、40人を超えても十分な教育効果が上げられると考えられる演習授業を3クラス編成から2クラス編成に変更する。

#### 【改善を要する点】

特になし。

### 領域Ⅲ

#### 【改善が望ましい点】

・教員の退職・新規採用を通じて、今後も実務家教員数を継続的に確保出来るようにしていくことが望まれる。

#### 対応

(時期、方法、担当委員会等)

基幹教員制度の活用によって、実務家教員を大学外部の諸機関で確保することも検討する。

・SD 活動と FD 活動の実施にあたっては、活動目的の違いを認識すると共に、それを教職員に周知することが求められる。

#### 対応

(時期、方法、担当委員会等)

SD 研修と FD 研修を明確に区別して実施することで、教職員にその違いを認識させるようにする。

#### 【改善を要する点】

・教員間での授業数や指導学生数の格差があることから、その縮小が必要である。

#### 対応

(時期、方法、担当委員会等)

40 人以上の授業（概ね 50 人以下まで）の授業を増やすことで、授業数の軽減を図るとともに、委員会等も含めた教員間の役割分担を把握し、その平準化を図る。

#### 領域Ⅳ

##### 【改善が望ましい点】

- ・留学生や国際交流に対応する学内組織がないので、設置することが望まれる。

対応

(時期、方法、担当委員会等)

国際交流タスクフォースを委員会に昇格させる。

- ・ハラスメント事案は、学長と独立した部門で取り扱う仕組みが必要。また、学生のハラスメント事案についても、学生委員会ではなくハラスメント委員会で一括して取り扱うのが望ましい。

対応

(時期、方法、担当委員会等)

学生のハラスメント事案もハラスメント委員会で一括して取り扱う改正を実施し、独立性の高い仕組みにするための抜本的改正の検討を次年度に行う。

- ・図書館の閉館時間について、学生から土日や17時以降への延長の要望がないか確認することが望ましい。

対応

(時期、方法、担当委員会等)

学生に対して、図書館の利用状況アンケートを実施する。

- ・入学定員の実際の入学者数に合わせた是正を検討した方が良い。一方で、社会人や留学生の入学実績についても上げていくことが望ましい。

対応

(時期、方法、担当委員会等)

入学者数の是正について、次年度検討する。

農業における新規参入では30～40代が多くなることから社会人入学以外の選択肢も含めたリカレント教育を拡充することが望ましい。

【改善を要する点】

・大学における設備においては、研究・教育上最先端のものが求められることから現状使用できるものも含めて、計画的な更新が必要である。

対応

(時期、方法、担当委員会等)

設備の改修・改築計画を立てて、県に予算要求を実施する。

領域V

【改善が望ましい点】

・各種委員会等を通じて、全教員が自己点検評価に関わっているものの自己点検評価の中身への理解は必ずしも深くない。全学的に自己点検評価について周知することが望まれる。確かに、全学的に取り組むべきものである内部質保証での改善はトップダウン式では早く決裁できるものの、健全な大学の運営としては時間がかかるかもしれないが、各委員会が自ら検討・実施する体制に移行することが必要である。

対応

(時期、方法、担当委員会等)

自己点検評価、内部質保証についての理解を促進するための研修を実施するとともに、必要な場合は自己点検評価に関する規程改正も検討する。

【改善を要する点】

特になし



以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

・機関別認証評価ワーキンググループを立ち上げ、令和8年度 of 受審に向け、点検・評価報告書の作成等を行った。

改善を要する点

・FD・SD研修会を受けて、圃場実習等での安全対策を進めていく必要がある。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

| 関係法令等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 関連資料（リンク）                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>学校教育法</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p> | <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第15条（委員会）【資料A 01-03-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部自己点検評価委員会規程【資料A 03-01-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部自己点検・評価規程【資料A 02-03-2】</p> <p>自己点検評価報告書<br/>【<a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/">https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/</a>】</p> |
| <b>学校教育法施行規則</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>第百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部入試委員会規程【資料A 03-07-2】                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部自己点検評価委員会規程【資料A 03-01-2】                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>専門職短期大学設置基準</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>（組織的な研修等）</p> <p>第三十三条 専門職短期大学は、当該専門職短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 専門職短期大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該専門職短期大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 専門職短期大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部FD・SD委員会規程【資料A 03-03-2】                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <b>法例外の関係事項</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>学修成果<br/>学生の学修成果を適切に把握する取組を行っているか。</p> <p>服務・コンプライアンス<br/>服務規律の遵守や倫理性の維持向上に資する取り組みやハラスメント対策を行っているか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教務委員会規程【資料A 03-11-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等倫理委員会規程【資料A 03-02】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等教員倫理規程【資料A 02-05】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等におけ</p>                                                                                                                                            |

|  |                                  |
|--|----------------------------------|
|  | るハラスメントの防止等に関する規程<br>【資料A 05-01】 |
|--|----------------------------------|

## リ 財務に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 予算の確保

本学は静岡県を設置者とする直営の県立大学であることから、予算編成は県全体としての予算編成の中に組み込まれており、県の財政担当課から示される予算編成方針等に基づき予算を編成している。県全体の緊縮財政の流れの中で、厳しい財政運営を強いられているものの、教育研究環境の整備に向けて、必要な経費の確保に努めている。

予算執行は、県の条例、規則に基づき事務処理を行い、会計部門による検査・指導や県監査委員事務局による監査を受けながら、適正な予算執行に努めている。

そのような中で、受託研究、共同研究などの外部競争資金の獲得を図っており、教育研究の財政的基盤を支えている。

#### 2) 収入の状況

本学は法人化されていない公立大学であり、これら校地・校舎、図書・設備等は、全て静岡県の公有財産となっている。また、大学の会計は地方自治法の規定に基づく公会計によって、静岡県の一般会計に位置付けられている。

主な歳入である入学料、授業料等の自主財源と、運営に係る歳出の差額は全額静岡県一般財源から措置をされ、収支は常に均衡しており大学としての債務はない。

#### 3) 予算の推移

歳入予算に関しては、生産物売払収入が前年度に比べて増加した。一方で、修繕等工事の件数が減少したため、県債収入が減少した。

歳出予算に関しては、修繕等の工事件数の減少と開学5周年記念事業の終了に伴い、事務局経費が減額となっている。さらに、学生募集のための広告媒体を見直すことで、学生募集経費を削減した。一方で、開学から6年が経過し、外部機関等からの受託研究や共同研究の件数も年々増加傾向にあり、受託研究費予算が増加している。

過去2年の予算の概況（大学と共通）

【歳入】

（単位：千円）

| 費目      | 令和6年度     | 令和7年度     |
|---------|-----------|-----------|
| 入学料     | 15,317    | 15,317    |
| 授業料     | 72,972    | 72,972    |
| 生産物売払収入 | 10,450    | 12,050    |
| 県債      | 137,000   | 34,000    |
| その他     | 71,564    | 69,660    |
| 一般財源    | 871,606   | 908,606   |
| 歳入合計    | 1,178,909 | 1,112,605 |

【歳出】

（単位：千円）

| 費目    | 令和6年度     | 令和7年度     |
|-------|-----------|-----------|
| 教育経費  | 49,597    | 46,474    |
| 研究支援費 | 19,900    | 22,524    |
| 事務局経費 | 426,626   | 364,784   |
| 学生経費  | 43,852    | 35,624    |
| 受託研究費 | 31,199    | 52,387    |
| 人件費   | 607,735   | 590,812   |
| 小計    | 1,178,909 | 1,112,605 |
| 歳出合計  | 1,178,909 | 1,112,605 |

4）外部資金の獲得

国や独立行政法人等の公募競争型資金の活用や企業等からの研究の受託等により、専門職大学が行う教育研究の加速化を図り、複雑化する地域産業の課題解決や技術開発の要望に的確に応えていくために、予算を確保している。

研究推進委員会において、外部資金に向けた研修会を行うとともに、地元企業及び行政と連携強化を図り、学部資金の確保に取り組んでいる。また、募集案内を各教員に周知している。

過去2年の予算の概況（大学と共通）

| 区 分      | 令和5年度  | 令和6年度  | 令和7年度  |
|----------|--------|--------|--------|
| 当初予算（千円） | 30,106 | 31,199 | 52,387 |
| 決 算（千円）  | 10,047 | 6,071  | 8,629  |

公募競争的資金や受託研究等の獲得状況（大学と共通）

|         | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|---------|---------|---------|---------|
| 獲得件数（件） | 16      | 15      | 13      |
| 獲得額（千円） | 9, 544  | 9, 868  | 9, 249  |

科研費応募状況（大学と共通）

|         | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|---------|---------|---------|---------|
| 応募件数（件） | 2       | 5       | 17      |
| 採択件数（件） | 0       | 0       | 4(1)    |

※（）は分担者として

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

|         |       |
|---------|-------|
| 優れた点    | 特になし。 |
| 改善を要する点 | 特になし。 |

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

| 関係法令等                                                                                                | 関連資料（リンク） |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 専門職短期大学設置基準<br>（教育研究環境の整備）<br>第五十条 専門職短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。 |           |

## ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) ICT環境の整備

本学では、ICT環境の整備と改善を図るため図書・情報ネットワーク委員会内に情報ネットワーク部会を設置し、管理運用に取り組んでいる。

開学時に構築した教育情報システムについては、令和6年度に、端末・ネットワーク機器の更新やセキュリティの強化、SINET専用回線の導入、サーバーのクラウド化等を一体的に行う大規模な更改を行い、令和7年度から5年間の機器のリース及び運用保守契約を結んでいる。

#### 2) 研究活動の促進

本学では、研究水準の向上及び研究活動の質向上と活性化を推進するため研究推進委員会を設置し、活動している。令和7年度は対面での会議を3回、さらに受託研究申請や動物実験申請等急を要する審議については迅速に対応するため、前年度と同様にメールによる会議として計17回開催した。本年度は、教員研究費・重点研究費の配分、受託研究（1件）・共同研究（7件）・外部資金応募（1件）や動物実験の申請（10件）の承認、間接経費の用途の検討、静岡県内大学発ベンチャー支援協議会での議題について協議した。

研究倫理に関しては、全教員を対象に研修会の開催とeラーニングの受講を実施した。また、科学技術振興機構（JST）主催の研究公正セミナー（6月26日開催）、日本学術振興会（JSPS）主催の研究公正シンポジウム（11月21日開催）などに参加し、情報の取得に努めた。

地元企業との連携の模索、他の研究機関や大学との研究交流、情報交換については、磐田市未来の農林業連携懇話会（12月24日、本学開催）及び静岡県先進的農業推進協議会（メール会議）に参加した。磐田市未来の農林業連携懇話会主催の未来の農林業セミナーでは、林業の取組として本学教員が講演し、その後も磐田市を通じ企業側の検討事項が研究推進委員会に届き、教員とのマッチングを行った。

#### 3) 学生支援（学修支援、特別な支援、経済的支援）

##### （ア） 学修支援

学生の学修状況や進路希望、生活面で支援するために、学生個別面談を実施した。併せて、面談時に学生生活の問題等を聞き取り、快適な学生生活を送れるよう改善を図った。

##### （イ） 新入生セミナーの開講と学生担任制の導入

短期大学部の入学初年次において、学修と生活への早期の適応力を身に付けさせるとともに、コース・分野選択に関する指導、キャリア支援、就職活動支援など、学生に対する全般的な指導・支援を行うため、木曜日の1時限目に新入生セミナーを実施した。これを核とした総合的で計画的な支援活動を、学生担任、学生課、教務課と連携して令和7年度は計15回実施した。

学生担任は1年春夏期までの前期担任と、コース・分野分け後（1年秋期）から卒業までの後期担任とし、下記の任務を行った。

- ・ 学生からの相談に応じ、又はその窓口として指導及び助言に当たること。
- ・ 本学の運営に関し、必要な事項を学生に周知すること。
- ・ 学生の意見を聞き、本学の運営に資すること。
- ・ 学生のコース・実習分野選択における面談・相談・助言・誘導に関すること(前期担任)。
- ・ 企業実習、就職活動における相談・助言・誘導に関すること(後期担任)。
- ・ その他学生生活に関すること。

新入生セミナーは春夏期の出席者は多いものの、秋冬期になると徐々に出席者が減少した。単なる連絡をする機会とするだけでなく、学生が出席して良かったと思えるよう、内容について再検討が必要である。

#### (ウ) 生活支援

本学では、学生の大学生活を支援するための学生委員会を設置している（学生委員会規程）。

学生委員会(委員長：学生部長)において、学生の厚生補導等に関する審議を行い、指導を実施した。また、事務局学生課に学生の支援に関する事務を分掌する学生担当を置いており、部活動や自治会活動等、学生の自主的活動を支援している。学生による部活動は、令和8年3月現在、運動系サークルが8団体、文化系サークルが16団体、生産系サークルが4団体の合計27団体が専任教職員を顧問とし、学生委員会の認可を受けて活動している。

令和7年度の大学祭の開催については、学生課の指導の下、学生で組織された大学祭実行委員会による準備・計画、当日の運営が行われた。大学祭は11月16日(日)に盛大に開催され、当日約1,300人が来場した。本年度は初めて学生による後夜祭が行われた。学生、教員を対象にしたアンケートでは、それぞれに概ね好評であったが、改善点等の提案もあったため次年度の課題とした。

#### (エ) キャリア形成支援

本学では、学生のキャリア形成支援のための企画・実施、就職情報の収集・提供、就職の斡旋・依頼、就職活動の支援等をキャリア・サポートセンターで行っている（キャリア・サポートセンター運営委員会規程第2条）。

令和7年度は、キャリア・サポートセンター運営委員会（以下委員会という）を2回（令和7年4月3日、9月5日）開催し、運営方法を検討した。

キャリア・サポート活動として、1年生に対し進路希望調査を2回（5月、1月）、学生担任と学生課による個人面談を2回（5月、10月）、進路のオリエンテーションを1回、進路セミナーを2回、就活セミナーを2回実施した。その他に希望者を対象として、履歴書個別指導、JA・経済連志望者対策講座、農業実習助手志望者対策講座を実施した。

加えて、キャリア支援の一環として資格支援も実施している。学内を会場として、小型車両系建設機械安全講習、フォークリフト運転講習を行った。

また、進路先とのマッチング支援の一環として、長期休業を活用したインターンシップへの参加は、学生個々の希望に基づいて受入先を斡旋し、推進した。

今年度は、短期大学部 36 名が、23 社の受入先でインターンシップを行った（表 1）。

表 1 インターンシップ実施件数

| 受入先       |    | 受入先数 | 参加人数 |
|-----------|----|------|------|
| 農業法人      | 野菜 | 11   | 14   |
|           | 花き | 2    | 2    |
|           | 果樹 | 0    | 0    |
|           | 茶  | 0    | 0    |
|           | 畜産 | 1    | 1    |
|           | 林業 | 2    | 2    |
| 農林業関連企業   |    | 6    | 2    |
| JA、森林組合   |    | 5    | 15   |
| 公務員、その他企業 |    | 0    | 0    |
| 計         |    | 23   | 36   |

さらに、令和 8 年 3 月 10 日には、農業法人等の企業 114 社を招いて雇用就農等合同説明会を実施した。短期大学部の 1 年生 92 名が参加し、採用担当者から直接説明を聞くことで相互理解を深めた。

この説明会をきっかけに学生の就職活動が活発化し、最終的に 78%にあたる 61 名が農業関係の職場に就職した（表 2）。

学生アンケートの結果、キャリア・サポートの内容やスケジュール感は、概ね十分と評価されたが、県外への就職を希望する学生へのサポートが不十分とのアンケート回答もあったことから、今後、県外企業の採用情報等の拡充を検討する必要がある。

表 2 令和 7 年度専門職短期大学卒業生進路状況

|                  | 人数(名) | 卒業者に占める割合(%) |
|------------------|-------|--------------|
| 卒業生              | 78    |              |
| 就職者              | 67    | 85.9         |
| うち就農林者（自営、農林業法人） | 30    | 38.5         |
| うち農林関係企業・団体・公務員等 | 31    | 39.7         |
| うち一般企業           | 6     | 7.7          |
| 進学者等             | 4     | 5.1          |
| 海外農業研修           | 1     | 1.3          |
| 未定               | 6     | 7.7          |

(オ) 経済的支援

本学では、経済的理由により授業料等の納付が困難と認められる者、その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等を減免し、分割して納付させ、又はその納付を猶予することができると、静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例第15条（授業料等の減免等）に規定している。また、学生委員会では、学生の奨学支援及び奨学金に関する事項を取り扱っている。さらに、学生のアルバイトは、大学あてに求人があった場合に、アルバイトとして適切かどうかを学生課で確認の上、学内掲示板に掲示して紹介している。

令和7年度の支援措置及びその利用状況は、次のとおりである。

① 給付型支援措置(文科省 高等教育の就学支援制度)

表3 給付型支援措置(文科省 高等教育の就学支援制度)制度の詳細

|            |       | 第Ⅰ区分   | 第Ⅱ区分   | 第Ⅲ区分   | 第Ⅳ区分   | 支出負担         |
|------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------------|
| 授業料・入学金免除  |       | 満額     | 2/3の額  | 1/3の額  | 1/4の額  | 県            |
| 給付型<br>奨学金 | 自宅通学  | 29,200 | 19,500 | 9,800  | 7,300  | 日本学生<br>支援機構 |
|            | 自宅外通学 | 66,700 | 44,500 | 22,300 | 16,700 |              |

表4 短期大学部 利用状況(人)

| 短期大学部 | 就学支援利用者 |      |      |      |    | 学校独自減 |
|-------|---------|------|------|------|----|-------|
|       | 第Ⅰ区分    | 第Ⅱ区分 | 第Ⅲ区分 | 第Ⅳ区分 | 計  |       |
| 前期    | 7       | 2    | 6    | 6    | 19 | 0     |
| 後期    | 5       | 6    | 2    | 2    | 15 | 0     |

② 給付型支援措置(農水省 新規就農者育成総合対策(就農準備資金))

次世代を担う農業者となる強い意欲のある青年(原則50歳未満)に対し、就農前の研修期間中(最長2年)に年間150万円が交付される制度で、専門職大学短期大学部は、県の研修機関として認定されている(令和2年度認定)。

表5 利用状況(人)

|       | 1年生 | 2年生 |
|-------|-----|-----|
| 短期大学部 | 0名  | 0名  |

③ 貸与型支援措置(日本学生支援機構)

表6 貸与型支援措置(日本学生支援機構)制度の詳細

| 奨学金種 | 利息 | 通学  | 貸与金額                                | 主な申請要件                             |
|------|----|-----|-------------------------------------|------------------------------------|
| 第一種  | なし | 自宅  | 20,000 円、30,000 円、45,000 円          | 進学前の設定平均値が 3.5 以上または在籍学科の上位 1/3 以上 |
|      |    | 自宅外 | 20,000 円、30,000 円、40,000 円、51,000 円 |                                    |
| 第二種  | あり |     | 20,000 円～120,000 円<br>※1 万円単位で選択    | 出身学校または在籍学校での成績が平均水準以上             |

表7 利用状況(人)

|       | 第一種奨学金 | 第二種奨学金 |
|-------|--------|--------|
| 短期大学部 | 18     | 8      |

(カ) 厚生補導支援

令和5年度から、静岡県立農林環境専門職大学等障害学生支援委員会として、精神障害、身体障害、発達障害、後遺症を伴う傷害を持つ学生及び入学志願者を対象に支援活動を開始した。入試前の「事前相談」、入学時の「健康調査票」や入学後の「随時の健康相談」が入口になり、基本的に、障害者手帳等所持、医師の診断書、高校・中学までの配慮履歴、学校内外の専門家の意見等の配慮すべき根拠のある学生が対象となる。相談窓口は、保健師、スールカウンセラー、教員の他、主だった事務系職員となっており、必要とする支援内容に応じて気軽に相談できる体制になっている。令和7年度は、7名7件の配慮申請に対応し、講義・実習時において担当教員の同意の下で円滑に支援された。本年度も聞取り項目を工夫した入学時健康調査票に基づく保健師とスクールカウンセラーの聞取りの有効性が確認された。また、支援申請について、申請書の様式を修正し、手続きの迅速化が図られた。これにより、より早い時期からの支援が可能となった。相談に訪れた学生や支援を受けた学生からは支援制度の存在を歓迎するポジティブな意見が多く寄せられた。

ハラスメント事案では、事務局長とハラスメント防止対策委員会が連携し、学生間事案では学生委員会、学生間以外の事案では事務局長が審議し、学長に報告の上、学長の指示により必要な措置を取る事になっている。令和7年度の該当事例はなかった。

健康相談のうち、身体の不調や健康管理に関する相談や指導・支援は、保健医務室で対応している。嘱託職員1名を配置し、週3日在室するきめ細やかな対応の取れる体制を整備しており、令和7年度の利用状況は下記のとおりとなっている。

表8 保険医務室年間利用状況（令和8年3月まで・延べ数）

| 利用設備 | 保険医務室                     | 救急箱  | 休養ベッド |
|------|---------------------------|------|-------|
| 利用者数 | 155 人<br>(うち保健師在室時 134 人) | 27 人 | 13 人  |

学生のメンタルヘルス対策としては、スクールカウンセラーを設置して対応している。カウンセラーは1名を配置し、週2日の相談日を設けている。令和7年度の利用状況は下記のとおりとなっている。

表9 スクールカウンセラー 短期大学部学生への対応状況（令和8年3月まで・延べ人数）

| 月        | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月 | 合計  |
|----------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 相談<br>件数 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 | 2人 | 2人 | 4人  | 6人  | 10人 | 10人 | 11人 | 4人 | 61人 |

また、1年生を対象とした新入生セミナーの時間に4月24日はカウンセラー、5月15日には、保健師による講話を行うとともに、カウンセリングをカウンセラーと保健師で随時実施している。

#### (キ) 学生表彰規程の整備

学生表彰規程に基づき、成績優秀者3名（総合成績優秀者3名）、在学中最多資格取得者2名の、合わせて5名を表彰した。なお、本年度はプロジェクト研究発表最優秀者と成績優秀者が同じ学生だった。

#### (ク) 学生指導に関する内規の改定

令和3年度に「懲戒処分に至らない学生の違反点数化指導」を制定したが、令和7年度に「静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学生の懲戒に関する規程」を改正し、懲戒に「訓告」（文書により注意を与え、将来にわたって本学の規則に違反する行為や学生としての本分に反する行為を行わないよう戒める）を追加し、「退学」「停学」「訓告」の3つを懲戒の処分とした。また、懲戒に至らない学生への厳重注意を整備した。また、「懲戒に関するガイドライン」も改正し、社会情勢の変化に合わせ、懲戒の対象となる「非違行為の種類」を追加した。

#### 4) 社会連携・社会貢献

本学では、公開講座の企画および運営を企画広報委員会が担っている（企画広報委員会規程）。令和7年度は、企画広報委員会を計8回（4月3日、4月25日、5月23日、6月20日、7月23日、

9月25日、12月9日、3月3日）開催し、農業者および県民向け公開講座の実施や各種広報活動の推進について検討を行った。

本委員会では、県民向け公開講座の総称を「アグリフォーレ公開講座」とし、「アグリ実践講座」と「アグリビジネス講座」を企画して受講生を募集した。「アグリ実践講座」は、新規就農者を対象に、栽培管理に関する基礎知識および実技を学ぶ全7回の講座として実施した。8月19日、8月26日、9月2日、9月30日、10月14日、10月28日、11月11日に開催し、8名が参加した。講座は午前に講義、午後に実習を行う形式で実施した。

「アグリビジネス講座」は、新たな事業展開を目指す農業者を対象とした全6回の講座として開講した。8月7日、8月28日、9月4日、9月11日、9月18日、9月25日に実施し、6名が参加した。受講者からは高い評価を得た。

また、「はじめての農業講座」は、包括連携協定を締結しているJA遠州中央と連携して実施したものである。本学学生3名が講師となり、35名の参加者を対象に、プランターを利用した野菜づくりの講義及び実習を9月28日に行った。受講者からの評価は高かった。

さらに、本学機械研修場（掛川市）において、農業機械研修計画に基づき、農業者を対象とした研修を実施した。農業機械の効率的かつ安全な利用に関する高度な知識・技能を備えた担い手の育成を目的として、農作業安全研修8回、農業機械応用研修3回の計11回を実施した。

## 5) 国際交流

本学では国際感覚を身に着けた農林業経営者の育成を目指しており、令和7年度は海外農林業事情で四大・短大の学生8名、教員2名が韓国を訪問した。また教員は海外大学等との共同研究の実施等により国際交流を推進することとしている。令和7年10月8日～15日には、ボゴール農科大学(IPB)より研修生1名を迎えた。授業及び寮生活を体験してもらい、学生との交流機会も作ることができた。

## 6) 将来構想策定部会の開催

本学は令和5年度で設置計画履行状況等調査（アフターケア：AC）対象期間を終えたことで、専門職大学である本学の特殊な状況を踏まえて、県立の専門職大学（四大、短大併せた）としてのビジョンとして将来構想策定部会において作成した Agrifore Mind 2030 案をベースとして、令和5年度末までに、Agrifore Vision 2030 を策定した。ビジョンは学長が社会に向けて発信するものであり、本ビジョンも学長指導の下で大学の目指す姿や方向性を示すための将来ビジョンとして策定している。令和6年度に外部発信に向けての校正作業を学内で行い、令和6年度末にホームページ上で公開した。

## 7) 新型コロナウイルス感染症等への対応

令和5年5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に移行したことを受け、新型コロナウイルス感染症対策委員会を感染症対策委

員会へ改称し、学内で感染者が発生した場合には、季節性インフルエンザに準じた取扱いとすることが令和5年に決定し、今後は、学内で新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症の蔓延が疑われるなど、学長が必要と認めるときは、感染症対策委員会を開催のうえ、遠隔授業の実施や休講等の対応方針を決定し、評議員及び教職員に周知することになった。

令和7年度は、新型コロナウイルス感染症に罹る学生は多くはなく、出席停止となった学生は3名だった。インフルエンザに罹る学生が11～12月と1～2月に多く、合わせて49名の学生が出席停止となった。

学生の健康管理においては、発熱等、感染が疑われる症状が確認された場合は、学生寮においては隔離部屋への移動と自宅療養を徹底し、感染拡大を防止した。陽性が判明した学生へは医師の指示する期間、出席停止の措置を行った。学生に感染症の感染拡大の兆候が表れた場合には、日常生活における指導として、マスク着用、手洗い、手指消毒の徹底、3密の回避等の注意喚起を呼びかけた。

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

|         |                                                                                                                                                                    |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 優れた点    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生委員会、キャリア・サポート委員会、学生担任、学生課、保健師、スクールカウンセラーによる適切な学生支援等を実施している。</li> <li>・社会貢献として県民や農業者向けに講演だけでなく実技を含めた公開講座を開催した。</li> </ul> |
| 改善を要する点 | 特になし                                                                                                                                                               |

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

| 関係法令等                                                                                                    | 関連資料（リンク）                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I C T環境の整備<br>教育研究上で必要な I C T環境が整備されている。                                                                 | 静岡県立農林環境専門職大学等図書・情報ネットワーク委員会規程【資料A 03-05】<br><br>静岡県立農林環境専門職大学等学内ネットワーク利用規程【資料A 09-04】                                                                                                        |
| 学生支援<br>学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。                                                                 | 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学生委員会規程【資料A 03-08-2】                                                                                                                                                        |
| 学生支援<br>特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。                                                                 | 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部キャリア・サポートセンター運営委員会規程【資料A 03-09-2】<br><br>静岡県立農林環境専門職大学等学生相談室規則【資料A 07-10】<br><br>静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程【資料A 05-01】<br><br>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学生表彰規程【資料A 07-13-2】 |
| 学生支援<br>経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。                                                                | 静岡県立農林環境専門職大学等の授業料等減免等取扱要綱【資料A 07-11】                                                                                                                                                         |
| 国際交流                                                                                                     | ボゴール農科大学との覚書締結【資料C 17】                                                                                                                                                                        |
| 社会連携・社会貢献                                                                                                | 静岡県立農林環境専門職大学等企画・広報委員会規程【資料A 03-06】<br><br>アグリフォーレ公開講座「農業者向けスキルアップ講座」【資料C 18】                                                                                                                 |
| 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善<br>設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。 | 設置認可関係書類（履行状況報告書）【資料B 05-01】                                                                                                                                                                  |
| その他                                                                                                      |                                                                                                                                                                                               |

## Ⅱ「基準２ 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

## 1) 自己分析活動の状況

教育課程連携協議会は、産業界や地域社会と連携して教育課程を編成するために企業や関係団体等から選出された委員と本学の教員をもって構成し、教育課程への提言をとりまとめ、学長に報告するとともに、学則第16条に規定し、教育課程連絡協議会規則により運営している。

令和7年度の第1回連携協議会は9月12日に開催した。主要テーマは、「企業実習について」であり、本学の企業実習の概要及び課題について報告した。

これらの報告に対する委員からの主要な意見は次のとおりである。

### 1) 企業実習における「受け入れ姿勢」と目的共有の必要性

企業実習は後継者育成の観点から積極的に受け入れるべきだが、一方で進路が別に決まっている学生を受け入れることへの戸惑いや、実習生を単なる労働力として見てしまう懸念がある。

### 2) 学生のメンタル面・コミュニケーション面への配慮

学生が厳しい指導を受けても我慢してしまい、後から問題が顕在化することがある。実習が原因で退学に至るケースは避けるべきで、原因分析が必要。

### 3) 安全管理・事故防止と安心・安全な実習環境の確保

過去の事故経験を踏まえ、再発防止のための指導が重要。

### 4) 実習環境（宿泊・地域・実習先）の多様化への対応

以上の意見に対する対応は次のとおりである。

1) については、受け入れ前に、企業・学生・大学による事前打ち合わせを徹底することとした。

2) については、実習ノートや共有フォルダを活用した日常的な教員フォロー体制を強化するとともに、障害学生支援委員会等と連携し、早期発見・早期対応の仕組みを明確化することとした。

3) については、実習前の安全指導・リスク説明を徹底（事故例の共有を含む）することとした。

4) については、県外実習について検討するとともに、巡回方法（オンライン活用等）を含めた実習支援体制を見直しすることとした。

第2回教育課程連携協議会は令和8年3月19日に開催した。

主要テーマは、「実習における学生の安全確保について」および「短大プロジェクト研究の実施状況について」とし、本学の企業実習および園場実習における学生の安全対策について報告するとともに、プロジェクト研究の実施状況を報告し、これらに対する各委員からの意見を求めた。以下に各委員の主要な意見を記述する。

### 5) 実習における安全管理・事故防止の徹底

農林業は事故リスクの高い分野であり、実習中のヒヤリハットや過去事故事例を積み上げて教育に活かすことが重要。

### 6) 作業環境（熱中症含む）への具体的な安全対策の強化

猛暑対策は現場の重要テーマであり、実習環境の安全配慮が不可欠。消毒作業時の装備など、

従来のやり方を見直す視点も求められる。

7) プロジェクト研究における学生のコミュニケーション力・表現力の不足

発表・要旨作成を通じた表現力・論理構成力の育成指導の強化。

8) 学生の学習負担・過密スケジュールへの配慮

短大は授業・実習・プロジェクト研究が並行し、学生・教員双方の負担が大きいことから、課題発見から考えるプロセスを重視すべき。

以上の意見に対する対応は次のとおりである。

5) については、教職員研修の継続実施による安全管理意識の底上げとヒヤリハット事例を引き続き共有することとした。

6) については、熱中症対策を中心に実習内容の見直し（休憩時間の確保等）をすることとした。

7) および8) については、短大のプロジェクト研究については研究成果の論文文化にこだわらず、到達目標や評価基準を検討することとした。

また、学則第15条に基づきFD・SD委員会を設置している。本委員会は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部FD・SD委員会規程に則り、学科長(教務委員長)、短期大学部の教員3人、及び総務企画課長、教務課長等事務職員で構成されている。FD・SD委員会では、別記の授業評価アンケートの実施の他、以下の3つの事業を実施している。

1つめの事業として、FD・SD研修会を「農作業事故を起こさないための「本当に効果のある」取り組みとは？」というテーマで、農研機構農業機械研究部門システム安全工学研究領域 予防安全システムグループ 積 栄 氏を講師として招いて実施した。

2つめの事業として、教員表彰規程に基づき学生による令和7年度授業評価アンケートの結果から算出した得点により、短期大学部教員1名を学長表彰に推薦し、令和8年4月6日の教授会で学長からの表彰授与を行った。

3つめの事業として、優れた授業を参考にして各教員が自らの授業改善を図るために、教員相互の授業参観を実施した。

## 2) 自己分析活動の取り組み（目次）

| No. | タイトル         | ページ数 |
|-----|--------------|------|
| 1   | FD・SD研修会の実施  | 80   |
| 2   | 教員表彰の実施      | 81   |
| 3   | 教員相互の授業参観の実施 | 82   |

### 3) 自己分析活動の取り組み

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| タイトル<br>(No. 1) | FD・SD研修会の実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 分析の背景           | 全国で農作業中の事故が減らない現状を踏まえ、学内及び学外での実習時の事故防止と発生した際の対応、事前準備など教員・事務員間で共有を図ることを目的として実施した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 分析の内容           | <p>1) 実施方法</p> <p>(1) 基調講演 「農作業事故を起こさないための「本当に効果のある」取り組みとは？」</p> <p>農研機構農業機械研究部門システム安全工学研究領域<br/>予防安全システムグループ 積 栄氏</p> <p>(2) 出席者 短大教員19名<br/>大学教員23名<br/>事務職員14名<br/>会計年度職員11名</p> <p style="text-align: right;">計67名</p> <p>2) 講演内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農作業事故の現状</li> <li>2. 事故の原因（人の不注意だけが原因ではない）</li> <li>3. 具体的な事故例の紹介</li> <li>4. 有効な安全対策の考え方（対話型の安全取り組み）</li> <li>5. 実践ツール。支援情報</li> </ol> <p>3) グループワーク課題</p> <p>テーマ：ループで各自持ち寄ったヒヤリハットを項目ごとに分類し、その対応について意見交換を行う</p> <p>4) グループワーク検討結果</p> <p>全11グループで、それぞれ「事故の事例、懸念」をあげた上で、「事故防止対策、安全対策」を検討した。例えば、畜産Ⅰグループでは、「牛を扱う時のケガ、旧式機械使用時のひやり」に対して「一人作業をさせない（する場合は開始終了の連絡）、圃場のグレーチング、コンバインの後方走行中止」を提案している。</p> |
| 自己評価            | 本学にとって非常に有意義な研修であったが、研修会にとどまらず実際の実習現場での対応を考えていく必要性を痛感させられた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 関連資料            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| タイトル<br>(No. 2) | 教員表彰の実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 分析の背景           | 教育実践に顕著な成果をあげた教員に対して、その功績を表彰することにより、専門職大学の教員の意欲向上と学校教育の活性化を図ることを目的として、静岡県立農林環境専門職大学等優秀教員賞を実施する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 分析の内容           | <p>1) 実施方法</p> <p>優秀教員賞は、表彰される年度当初において、専門職大学の教員として在職し、当該年度の教育活動の実績が次の各号のいずれかに該当する者のうちから、若干名に授与する。</p> <p>(1) 授業において、卓越した指導力で教育効果の高い授業を実践した者</p> <p>(2) 教育方法の工夫又は改善に取り組み、顕著な教育成果をあげた者</p> <p>(3) その他優秀教員賞にふさわしいと認められる者</p> <p>前年度までは、優れた教員名を記述する学生アンケートにより、最多得票を得た教員を選出していたが、授業内容や教育方法についての評価を重視していくべきとの意見がFD・SD委員会内で出たことを踏まえて、次の方法にて選出することとした。</p> <p>【選出方法】</p> <p>学生による授業評価アンケートの結果から回答率が6割未満のものは除外して、座学と実習の科目区分は行わず、評価ポイント（回答平均）の合計点が高い科目を担当する教員（オムニバスの場合、全員）を表彰する。設問6は、他の項目と異なり「好ましい回答」が5段階評価の中間値（3）となっているため除外する。</p> <p>なお、合計点が同一（小数点第2位まで計算）の場合は、両者を表彰する。</p> <p>2) 選出教員</p> <p>短期大学部では、星川講師が最高点を得たことから、記述意見等を参考にFD・SD委員長の横田学科長が学長に推薦した。評価点については下記のとおりである。</p> <p>星川講師</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材生産システムにおいて、学生からの授業評価アンケートでも極めて高い評価を受けた。</li> <li>・本授業は、前半に木材生産や関連制度、環境に配慮した作業方法に関する基礎的な知識を学び、後半にプロジェクト学習形式を採用し、実際の森林を想定した森林経営計画や施業提案書（見積書）の作成を行い、最後にその計画を森林所有者に向けて発表する構成となっている。</li> </ul> |

|      |                                                                                                            |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | ・学生からの評価の理由として、現場に応用する力を身に付けられたこと、また現場からの直接の評価を受けられたことが記述回答から伺える。                                          |
| 自己評価 | 選考方法を変えて授業内容で評価されるようになったことから、教員にとっての授業改善へのモチベーション向上につながると考えられる。ただし、評価方法については、より適切な選考ができるように改良を検討していく必要がある。 |
| 関連資料 |                                                                                                            |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| タイトル<br>(No. 3) | 教員相互の授業参観の実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 分析の背景           | 優れた授業を参考にして各教員が自らの授業改善を図るため、教員相互の授業参観を実施し、その内容を共有する。                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 分析の内容           | <p>1) 実施方法</p> <p>各教員は、参観を希望する授業を担当する教員に直接依頼し、了承を得たうえで参観を実施した。全ての教員には期間中、少なくとも1回の授業参観とその報告書の作成を義務付けた。報告書は、FD・SD委員会においてとりまとめ、2月の教授会で報告した。実施教員数14人(退職教員、みなし専任教員を除く実施率78%)、実施回数20回であった。</p> <p>2) 実施状況</p> <p>今年度参観を実施しなかった教員数は前年度とあまり差はなかった。このうち、今年度、前年度ともに実施しなかった教員が数名みられた。次年度は年度当初に全教員に参観計画を提出してもらう(エクセル表に記入など)方向で進めることとしたい。</p> |
| 自己評価            | 教員間で互いに評価しあうことは、授業改善のヒントを得るための有効な方法であるが、今年度は実施率がやや低下したことから、教員への周知徹底を強化したい。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 関連資料            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

### Ⅲ「基準３ 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

## 1) 特色ある教育研究の状況

本学では、多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育ていくことができる人材の養成を目指している。

本学の行う特色ある教育研究の取組は下記のとおりである。

1) 各教員は学修効果の高い授業になるよう、工夫して授業を行っており、その実施内容については情報共有を図っている。

2) 先端技術の研究を実施することで、教育の質を高めている。

3) 本学の特徴である農林業実習（総合実習、圃場実習、演習林実習）について、「実習を通じた農林業に関する実践的かつ幅広い学び」に取り組んだ。また、実習作業が円滑に実施できるよう、実習圃場委員会において実習担当教員と関係事項の検討や情報共有を行った。

4) 本学が特に力を入れている企業実習の進め方について、臨地実務実習委員会において細部の検討や情報共有を行い、事前準備・企業実習・事後学習の指導に取り組んだ。

5) 2年次に実施するプロジェクト研究について、取りまとめ方、発表会等について代表教員を中心に検討し、プロジェクト研究発表会・卒業論文の指導を行った。

6) 本学の専門職業人養成のための研究を進めるため、J Aバンク静岡アグリサポートプログラムの補助をいただき、静岡県の研究機関、地域の農林業現場と連携し、研究を行った。

## 2) 特色ある教育研究の取組み(目次)。

| No. | タイトル                              | ページ数 |
|-----|-----------------------------------|------|
| 1   | 教員研究の実施                           | 86   |
| 2   | ICT活用による教育効果の向上と社会貢献の両立           | 87   |
| 3   | 静岡県機関および農業協同組合等との連携による実践的な教育環境の構築 | 88   |
| 4   | 社会連携                              | 89   |
|     |                                   |      |
|     |                                   |      |
|     |                                   |      |
|     |                                   |      |

### 3) 特色ある教育研究の取組み

|                 |                                                                                                  |                            |                        |                             |                         |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------|-----------------------------|-------------------------|
| タイトル<br>(No. 1) | 教員研究の実施                                                                                          |                            |                        |                             |                         |
| 分析の背景           | 本学では、栽培、林業、畜産の各分野における生産現場の生産性向上を図るための先端技術を導入する能力をディプロマ・ポリシーに掲げている。教員が先端技術の研究を実施することで、教育の質を高めている。 |                            |                        |                             |                         |
| 分析の内容           | 本学教員により、下記のとおり研究活動が実施された                                                                         |                            |                        |                             |                         |
|                 | No                                                                                               | 内容                         | 令和5年                   | 令和6年                        | 令和7年                    |
|                 | 1                                                                                                | 研究論文発表                     | 7名（査読あり19報、<br>査読なし3報） | 6名（査読あり8報、<br>査読なし3報）       | 10名（査読あり9報、<br>読なし1報）   |
|                 | 2                                                                                                | 著書                         | 3名（3冊5報）               | 2名（2冊2報）                    | 0名                      |
|                 | 3                                                                                                | 学会発表                       | 6名（12報）                | 11名（18報）                    | 10名（20報）                |
|                 | 4                                                                                                | 冊子への公表                     | 5名（14報）                | 4名（5報）                      | 5名（7報）                  |
|                 | 5                                                                                                | 教員研究                       | 19名（22テーマ）             | 19名（19テーマ）                  | 19名（22テーマ）              |
|                 | 6                                                                                                | 国内外の大学・研究機<br>関・企業との共同研究   | 3名（4テーマ）               | 3名（4テーマ）                    | 5名（6テーマ）                |
|                 | 7                                                                                                | 国内外の大学・研究機関<br>との学術交流      | 2名（客員准教授、<br>客員共同研究員）  | 3名（客員准教授<br>1、客員共同研究員<br>2） | 3名（客員准教授1、<br>客員共同研究員2） |
|                 | 8                                                                                                | 地域と連携した研究                  | 5名（5テーマ）               | 4名（4テーマ）                    | 2名（2テーマ）                |
|                 | 9                                                                                                | 企業・農業団体・研究機<br>関等からの受託研究   | 1名（1テーマ）               | 1名（1テーマ）                    | 2名（2テーマ）                |
|                 | 10                                                                                               | 科学研究費補助金への申<br>請           | 6名（8テーマ）               | 6名（9テーマ）                    | 7名（9テーマ）                |
|                 | 11                                                                                               | 科研費以外の公的競争的<br>外部資金への申請・採択 | 1グループ（1<br>名）（1テーマ）    | 1グループ（1<br>名）（1テー<br>マ）     | 1グループ（1<br>名）（1テーマ）     |
|                 | 12                                                                                               | 民間団体の研究助成金の<br>申請・採択       | 6名（7テーマ）               | 3名（4テーマ）                    | 3名（3テーマ）                |
|                 | 13                                                                                               | 学会賞等の受賞                    | 0名                     | 1名                          | 0名                      |
|                 | 14                                                                                               | 出願した特許                     | 0件                     | 0件                          | 0件                      |
|                 | 15                                                                                               | 研究成果の報道                    | 3回                     | 4回                          | 0回                      |
| 自己評価            | 本学教員により、多くの研究が実施され、発表が行われた。                                                                      |                            |                        |                             |                         |
| 関連資料            | 令和7年度 教員研究活動一覧（短期大学部）【資料E 01】                                                                    |                            |                        |                             |                         |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| タイトル<br>(No. 2) | ICT活用による教育効果の向上と社会貢献の両立                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 分析の背景           | <p>本学では、講義・実習やプロジェクト研究において、学生主体による動画コンテンツの制作・配信を積極的に取り入れている。動画の制作過程における情報の整理や言語化、技術の可視化を通じて、学生自身の学習理解を深化させるとともに、配信を通じて有益な農業技術情報を広く社会へ発信することで、地域貢献・社会貢献としての役割も果たしている。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 分析の内容           | <p>1) 栽培技術の動画コンテンツ配信</p> <p>学生は、動画制作の過程において情報を取捨選択し、内容を構造化・言語化することを求められるため、専門的知識や技術理解を主体的かつ深く身につける機会となっている。また、成果物を社会に向けて公開・配信することで、受け手を意識した表現力や発信力の育成にもつながっている。</p> <p>さらに、制作された動画コンテンツは、農業技術や研究成果をわかりやすく伝える情報資源として活用され、地域農業関係者や一般市民に対する有益な情報提供を実現している。このことは、大学が担う地域貢献・社会貢献の役割を具体的な形で果たすものであり、教育活動と社会連携を有機的に結びつけた実践的な教育手法として意義が大きい。</p> <p>2) 広報動画コンテンツ配信</p> <p>現代の農林業には、生産技術だけでなく「戦略的な情報発信力」が求められている。そのため本学では、マーケティングや販売に関する実習において最新の編集ツールや生成AIの活用法を教授し、学生主体による動画制作の取り組みを開始した。自ら学内の魅力を発掘・編集し、外部へ配信する一連のプロセスは、物事の本質を捉え他者へ伝える力を養う実践的な教育であり、次世代の農林業を牽引する「伝える力」を備えた人材育成に大きく寄与するものと考えられる。</p> |
| 自己評価            | <p>講義・実習およびプロジェクト研究において、学生主体による動画コンテンツの制作・配信を積極的に取り入れている点は、学習効果と社会貢献の両面で高く評価できる取組である。また、動画制作は評価手法としての有効性も期待されており、筆記試験やレポートでは把握しきれない「説明力」や「構成力」を、異なる視点から評価できる可能性を有している。</p> <p>今後は、動画の質的向上や発信対象の拡大、学修成果の体系的な評価方法の検討を進めることで、教育効果および社会的波及効果のさらなる向上が期待される。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 関連資料            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| タイトル<br>(No. 3) | 静岡県機関および農業協同組合等との連携による実践的な教育環境の構築                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 分析の背景           | <p>本学では、県直営という特性から、生産現場のみならず県の機関や農業協同組合等と緊密に連携できる強みを有している。講義やプロジェクト研究において、これらの機関と積極的に協働することで、最新の施策や課題を反映した、より実社会に近い実践的な学習機会を提供している。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 分析の内容           | <p>1) 浜松市食肉地方卸売市場</p> <p>畜産コースにおいては、浜松市食肉地方卸売市場に併設されたと畜場を活用した実習を実施し、食肉流通（屠畜、解体、セリ）や衛生管理の現場を見学することで、講義で学んだ専門知識を実務と結び付けて理解する機会を提供している。</p> <p>2) 県農林事務所との連携</p> <p>「農山村田園地域公共学」では、静岡県西部農林事務所と連携した校外学習を行い、農業用水や農業農村整備事業の実際について学習することができた。これにより、学生は地域の実情を踏まえた政策的視点や公共性への理解を深めた。</p> <p>3) プロジェクト研究</p> <p>プロジェクト研究の指導においても、静岡県の行政及び研究機関と連携して研究を進めている教員が多数おり、実データや現場ニーズに基づいた研究テーマの設定が行われている。こうした取組は、学生にとって実社会と結び付いた学術研究を経験する機会となるとともに、大学の教育・研究成果を行政施策や地域課題の解決に還元する点で意義が大きいと考えられる。</p> <p>このように、本学では行政機関等との連携を通じて、実践性と社会的有用性を兼ね備えた教育環境の充実を図っている。</p> |
| 自己評価            | <p>大学設立時から連携している諸機関との関係を維持していくことは重要であり、それが着実に行われていることに意義がある。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 関連資料            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| タイトル<br>(No. 4) | 社会連携                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 分析の背景           | 県・JA以外の多様なセクターと連携して教育研究を進めていくことも求められている。本学でも2025年度には共催による学会大会の開催（1件）及び市・専門学校との協定締結（3件）が実施された。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 分析の内容           | <p>1）日本有機農業学会大会の開催</p> <p>本学で初の学会大会として、第26回日本有機農業学会大会が開催され、藤枝市の有機農家と静岡県農林技術研究所茶業研究センターへの現地見学会、栽培技術をテーマにした有機農業研究者会議との合同企画、県内でオーガニックビレッジ宣言をしている静岡市、藤枝市が参加しての地域セッション、アメリカ・カリフォルニアとオンライン接続した大会セッション等が行われた（参加者：見学会42名、大会155名、オンライン13名）。</p> <p>2）協定の締結</p> <p>2025年9月に静岡市と「農業の新たな担い手の創出に関する協定書」、2025年9月に静岡県西部猟友会磐田部会、遠州中央農業協同組合、磐田市と「ヌートリアの捕獲及びジビエ利活用に関する連携協定書」、2026年1月に浜松調理菓子専門学校と「静岡県立農林環境専門職大学と一般財団法人浜調会浜松調理菓子専門学校との包括的な連携に関する協定書」を締結している。</p> <p>静岡市との協定は、本学の役割である社会人への教育を強化するものであり、また磐田市等との協定は、野生鳥獣害対策という農林業分野で特に注目を集めている問題に対する本学としての研究上の貢献として重要である。</p> |
| 自己評価            | 学会大会の開催、リカレント教育や地域貢献に資する研究を実施するための協定締結は大学の責務であり、それが着実に実施されている意義は大きい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 関連資料            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |